

IX 自然環境

1 自然の概況（野生生物の生息・生育状況）

市域では、人為的な改変が進む水辺に生息・生育する野生生物を中心に希少化が進行しています。希少化の原因としては、自然への人間の係わり方が変わってきたことに伴う環境の変化や、人為的な環境への適応力が高い外来種による在来種の抑圧などが起因している事例が見られます。

一方、市街地中心部など、すでに人工改変が進んでいる地域の一部で、下水道の整備などに伴う環境改善により、一度は失われていた野生生物の生息・生育地が回復した事例も見られます。

「岡山市希少野生生物生息状況調査（平成24年、岡山市）」及び「絶滅危惧種基礎資料整理結果（平成27年、岡山市）（以下「H27結果）」によると、市内で記録された種類は約7,000種です。また、市域内の野生生物には、環境省と岡山県のレッドデータブック掲載種も多数あり、適切な保護措置が必要です。なお、H27結果によると、市域内で確認された絶滅危惧種数は、計622種にのぼります。（哺乳類13種、鳥類90種、両生・爬虫類13種、魚類48種、昆虫類142種、昆虫以外の無脊椎動物119種、維管束植物197種）

（1）岡山市の重要生態系リストの策定

本市における生物多様性の保全上重要度の高い地域を明らかにすることで効果的な保全施策を進めるため、令和3年度から「岡山市の重要生態系リスト」の策定を進め、令和4年7月26日に公表しました。同策定は、「岡山市生物多様性地域戦略」の重点プロジェクトの一つに位置付けています。

このリストでは、市内94の地域を希少な生きものの確認数などの基準で評価しており、「吉備津・吉備津彦神社周辺」及び「龍ノ口山」が最も評価点が高い結果となりました。

リストの中から、自然環境モニタリングの候補地を選定するなど、種々の施策に活用する予定です。

（2）自然環境モニタリングの実施

① 定点方式による自然環境モニタリング

市内の生物多様性の状況や変化の傾向を把握するために特に重要な環境拠点地（モニタリングスポット）において、生き物の生息状況等の自然環境調査を実施するもので、令和4年度に開始しました。

表31 岡山市の重要生態系（上位8位まで）

評価順位	区分	タイプ	名称	所在地
1	森	樹林・池沼	吉備津・吉備津彦神社周辺	北区尾上・吉備津ほか
1	森	樹林	龍ノ口山	中区祇園・湯迫ほか
3	里	湿地・池沼	阿部池	南区築港緑町
4	森	樹林	志呂神社（三樹山）	北区建部町下神目・川口
4	森	樹林	九谷の樹林	北区御津宇甘
6	川	河川	祇園用水（上流域）	中区祇園・今在家ほか
7	川	河川	後楽園用水	中区今在家・中島ほか
8	森	樹林	半田山	北区津島・法界院ほか
8	森	樹林・池沼	城山	北区御津草生・御津金川
8	森	樹林・池沼	操山	中区国富・奥市ほか
8	森	樹林	金甲山～八丈岩山の尾根周辺	南区郡・小串ほか
8	海	海浜	児島湾・水門湾	中区・東区・南区

モニタリングスポットは、藤ヶ鳴湿原周辺、龍王山周辺（主に龍泉寺）、操山（魚類は百間川）、奥迫川の田園、瓜生川（瀬戸森林公園含む）の5定点を設定しています。

年度ごとに「植物」「哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類」「水生生物」「昆虫等陸生節足動物」を調査対象とし、4年単位で全分類群の調査を繰り返し、評価します。

令和6年度は「水生生物」を対象とし、573種確認できました。

② ローリング方式による自然環境モニタリング

主に野生生物情報が未把握な地域を対象に自然環境調査を実施するもので、令和4年度に開始しました。

公益財団法人岡山県環境保全事業団との連携協定に係る事業の一つであり、具体内容については、「ローリング方式による自然環境モニタリング事業に関する覚書」で規定しています。年度当初にモニタリングスポット及びモニタリングスポットごとの調査対象を設定します。

令和6年度は、阿津・小串の山林、中山周辺、素戔鳴神社周辺、伊勢神社（笹岡大神宮）、日近川の5地点で調査を行いました。



モニタリングの様子
(写真提供：岡山県環境保全事業団)

(3) ホタル生息調査の実施

令和2年度より、本市におけるホタル生息調査の方法を全域調査から、定点調査へ変更しました。令和6年度は、自然保護活動推進員の方々の協力等により、身近な生きものの里12地点とまちなか6地点で調査を行い、それぞれ12地点、5地点の計17定点で生息が確認できました。

2 自然の保護

(1) 生物多様性保全のための取組

平成16年3月の岡山市環境保全条例改正に伴い、生物多様性保全条項が追加されました。それに基づき、平成16年度から自然保護活動推進員の委嘱を行うとともに、平成17年度は「生物多様性保全基本方針」及び「自然環境配慮ガイドライン」の策定や環境配慮事項の届出を求める「共生地区」の指定を行い、平成18年4月1日から共生地区における自然環境配慮届の受付を開始しました。

また、平成29年3月に、岡山市の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための基本的な計画である「岡山市生物多様性地域戦略」を策定し、本戦略を踏まえて、多様な主体が行う生物多様性保全活動や自然体験行事などを推進しています。同戦略については、令和3年度に中間報告書をまとめ、また、重点プロジェクトの具体事業の整理を行い、環境保全課のホームページに公表しました。



岡山市生物多様性地域戦略

(2) 貴重な野生生物の保護

市内に生息・生育する野生生物のうち、次に掲げる種が法令により保護対象になっており、捕獲、個体に危害を及ぼす行為などが規制されています。

◆文化財保護法 天然記念物（国指定）

アユモドキ（S52.7.2指定）

◆種の保存法 国内希少野生動植物種

アユモドキ（H16.7.15施行）

スイゲンゼニタナゴ（H14.9.1施行）

ハヤブサ（H5.4.1施行）

クマタカ（H5.4.1施行）

カワバタモロコ（R2.3施行）

セトウチサンショウウオ（R4.1施行）

◆岡山県希少野生動植物保護条例

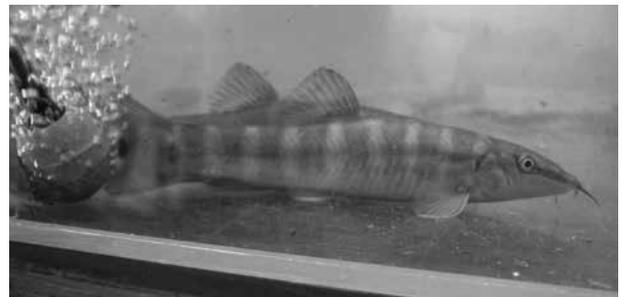
希少野生動植物種

カワバタモロコ（H24.3.30指定）

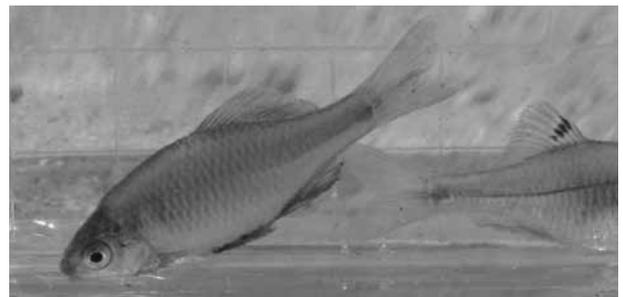
ミズアオイ（H16.7.16指定）

◆岡山市文化財保護条例 天然記念物（市指定）

キビノミノボロスゲ（S60.4.9指定）



アユモドキ [アユモドキ科] 全長15cm
(国：天然記念物 環境省：絶滅危惧ⅠA類
県：絶滅危惧Ⅰ類)



スイゲンゼニタナゴ [コイ科] 全長5cm
(環境省：絶滅危惧ⅠA類 県：絶滅危惧Ⅰ類)



キビノミノボロスゲ [カヤツリグサ科]

高さ60～80cm

(市：天然記念物 環境省：絶滅危惧ⅠB類
県：絶滅危惧Ⅰ類)

(3) 岡山県自然保護条例に基づく規制、指導

① 自然環境保全地域等の指定

岡山県では「岡山県自然保護条例」に基づき、優れた自然を残す地域等を指定し、その保護に努めています。市内では10地域が指定されており、指定区分に応じて樹木の伐採などの行為が制限され、保全に影響を及ぼす行為に対しては事前の届出が必要です。

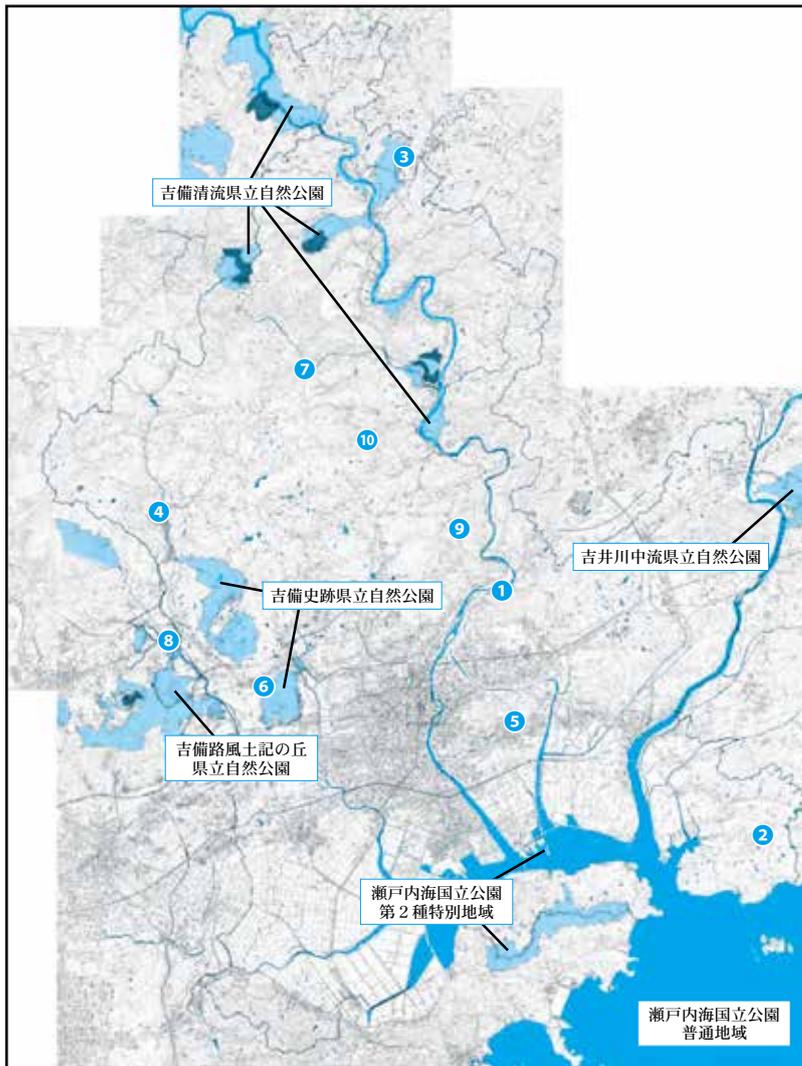
② 自然保護協定の締結

岡山県自然保護条例第21条に基づき、開発事業者、岡山県、岡山市の3者で締結しています。協定に基づく指導及び事前協議の際には、県自然環境課と協力して調査、情報収集、関係者調整などを適宜行っています。

表32 岡山県自然保護条例指定地域一覧

指定区分	指定地域	所在地	面積	定年月日
環境緑地保護地域	竜の口地域	祇園	6.91ha	S48.11.29
郷土自然保護地域	安仁神社地域	西大寺一宮	6.06ha	S49.12.18
	三樹山地域	建部町下神目	13.14ha	S51. 3.30
	大井宮山地域	大井	8.60ha	S55. 3.28
郷土記念物	曹源寺の松並木	円山		S48.11.29
	吉備津の松並木	吉備津		S49.12.18
	九谷の樹林	御津宇甘		S52. 3.31
	矢喰の岩	高塚		S55. 3.28
	金山八幡宮の社叢	金山寺		S59. 3.23
	徳蔵神社の樹林	御津河内		S63. 3.31

図41 自然公園及び岡山県自然保護条例指定地域



- ① 竜の口地域
- ② 安仁神社地域
- ③ 三樹山地域
- ④ 大井宮山地域
- ⑤ 曹源寺の松並木
- ⑥ 吉備津の松並木
- ⑦ 九谷の樹林
- ⑧ 矢喰の岩
- ⑨ 金山八幡宮の社叢
- ⑩ 徳蔵神社の樹林

(4) 自然公園等の保護と利用

① 国立公園

国立公園は、国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定しています。市内では、児島半島の金甲山、貝殻山、児島湾の高島が、瀬戸内海国立公園の第2種特別地域に指定されており、工作物の新改築や植物採取などの行為を行う際に許可が必要です。また、児島湾外の海域は普通地域に指定されています。

② 県立自然公園

県立自然公園は、県を代表する自然景勝地で、県知事が指定しています。市内には、吉備史跡、吉備路風土記の丘、吉備清流、吉井川中流県立自然公園の4つの地域が指定されており、土地の形状変更などに際して届出、許可が必要です。

また、平成18年3月に吉備史跡、吉備路風土記の丘の2公園地域の公園計画が変更され、県立自然公園内に中国自然歩道が新たに設定されました。

表33 国立公園

名称	面積(陸域のみ)	指定年月日
瀬戸内海	286ha	S 9. 3.16 S31. 5. 1 (金甲山、貝殻山編入)

表34 県立自然公園

名 称	面 積		指定年月日
	特別地域	普通地域	
吉 備 史 跡	—	1,293ha	S41. 3.25
吉備路風土記の丘	—	227ha	S47. 1.11
吉 備 清 流	208ha	1,582ha	S58. 3.29
吉 井 川 中 流	—	185ha	H 3. 3.30

③ 自然海浜保全地区

瀬戸内海に残された自然海浜の保全とその下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、岡山県では「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき「岡山県自然海浜保全地区条例」を制定し、市内では宝伝地区の1箇所が指定されています。

「砂浜、岩礁その他これに類する自然の状態が維持されている地域」および「海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に利用されており、将来にわたってその利用が適当であると認められる地域」が指定され、指定されると工作物の新築等に関して届出が必要となります。

表35 自然海浜保全地区

名 称	面 積	指定年月日
宝伝地区	380m, 0.35ha	S57. 3.26

(5) 自然保護活動推進員制度

野生生物や市域の自然環境に造詣が深く、保全対象となる地域の方と協働して自然保護の推進に当たる能力と意欲がある方などを自然保護活動推進員に委嘱し、自然環境の状況の把握や貴重な野生動植物が生息する地域の監視などをボランティアで行ってもらう制度です。

「岡山市環境保全条例」第29条の19に基づき設置するもので、令和7年3月31日時点で41名を委嘱しています。

(6) 環境影響評価制度

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、規模が大きく環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ事業者自らが、その事業が環境に与える影響について調査・予測・

評価を行い環境保全のための措置を検討するとともに、その内容を公表し、住民や市の意見を踏まえて、より環境に配慮した事業内容にしていくための一連の手続きのことです。

岡山市では、開発と環境保全の調和がとれた持続可能なまちづくりを進めるため、平成31年4月1日に岡山市環境影響評価条例を施行しました。市域内で対象事業を実施する場合は、同条例に基づき手続きが必要になります。

(7) 生物多様性保全の推進に関する連携協定

令和4年3月に、本市と公益財団法人岡山県環境保全事業団は、生物多様性保全の推進を図るため、互いに連携・協力することに合意し「生物多様性保全の推進に関する連携協定」を締結しました。生き物に関する専門知識が豊富な同団体と連携して事業を進めることで、施策のブラッシュアップを図り、市民の納得性を高めることもねらいとしています。

(8) 野生鳥獣の保護及び野生鳥獣による被害対策

鳥獣保護行政は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、県を中心に鳥獣生息基礎調査、鳥獣保護区の設定、鳥獣保護思想の啓発、狩猟の適正化、鳥獣による被害対策が行われています。そのうち、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲許可の権限が市町村に委譲されています。岡山市に権限委譲されている捕獲対象種は、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ニホンザル、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ヒヨドリ、カワウ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、コガモ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、キジバト及びカワラバト（ドバト）の26種です。

●有害鳥獣の捕獲

農作物に被害を及ぼすイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ及びカラスの捕獲について、補助金を交付しています。

●有害鳥獣捕獲活動奨励補助金

有害鳥獣の捕獲活動を実施する駆除班に対し補助金を交付し、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図っています。

●イノシシ等防護柵の設置

イノシシ等有害鳥獣による農作物被害を防止す

るため、効果的な防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵等）の設置に対して助成を行っています。

●有害獣捕獲柵の設置

有害獣（イノシシ、ニホンジカ、カラス）による農作物被害を防止するため、町内会等が購入する捕獲柵について助成を行っています。

表36 有害獣の捕獲状況

(単位:頭)

年 度	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	1 頭あたり補助金
ヌートリア	1,196	605	465	385	415	684	600	535	2,000円以内(うち国1,000円以内)
ハクビシン ※H27より	14	13	9	13	4	14	9	15	2,000円以内(うち国1,000円以内)
アライグマ ※H27より	0	0	1	1	2	5	4	4	2,000円以内(うち国1,000円以内)
アナグマ ※R元より	0	0	70	126	92	101	119	176	2,000円以内(うち国1,000円以内)
イノシシ 1月～12月 有害捕獲分	1,790	2,176	2,772	2,737	2,430	2,961	3,463	3,351	食 肉 19,000円以内(うち国9,000円以内) その他 17,000円以内(うち国7,000円以内)
イノシシ 11月15日～3月15日 狩猟捕獲分	2,582	1,682	1,792	1,137	901	951	1,022	1,061	6,000円以内
ニホンジカ 1月～12月 有害捕獲分	57	136	145	157	210	184	236	269	食 肉 19,000円以内(うち国9,000円以内) その他 17,000円以内(うち国7,000円以内)
ニホンジカ 11月15日～3月15日 狩猟捕獲分	187	143	138	144	232	188	265	330	6,000円以内

表37 イノシシ等防護柵設置状況

(単位:m)

年 度	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	補助要件
防護柵設置数量	1,850	1,850	0	0	0	0	0	0	1 整備地区につき 受益戸数 3 戸以上
	42,109	12,358	20,698	18,372	13,038	10,159	12,599	13,606	1 整備地区につき 原則として 受益戸数 2 戸以上

表38 有害獣捕獲柵設置状況

(単位:基)

年 度	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	補助率
捕獲柵設置数	58	32	27	20	24	29	17	18	市補助 2/3 以内 (補助限定額) 1 基当たり 126,000円

X 快適環境

1 緑の保全

(1) 緑の現況

① 市域全体の概観

岡山市は、北に吉備高原へとつながる丘陵地、中央部には旭川、吉井川の河口に広がる岡山平野、南には児島湾を挟んで瀬戸内海国立公園の一部となる児島半島からなっています。市街地は、周辺四山（操山、半田山、京山、矢坂山）、近郊五山（吉備中山、笠井山、龍ノ口山、芥子山、貝殻山）と呼ばれる山々に囲まれ、平野南部には江戸時代からの干拓事業による田園が広がる、水と緑が豊かな街です。

② 公園の現況

市街地の緑の核となる都市公園等には、日本三名園の一つである後樂園や歴史遺産である烏城公園、約15万本（3,200種）の植物で四季を彩る半田山植物園、河川敷を利用した百間川緑地、用水の流れを活用し中心市街地のオアシスとなっている西川・枝川緑道公園や下石井公園、体育館を中心に多目的な利用のできる浦安総合公園などがありますが、これらの公園面積は11,996,897㎡、市民一人当たりの公園面積は、17.3㎡/人※で、この値は全国平均である10.9㎡/人を大きく上回っています。（※一人当たりの面積は令和7年3月31日現在の住民登録人口 693,219人で算出）

なお、公園・遊園地等愛護委員会（令和7年3月末現在617団体）と協働で、公園・緑地等の環境美化（清掃・除草等）に努めています。

(2) 緑の保全

① 緑の保護

岡山市域には、岡山県自然保護条例により、歴史的な緑が保護されています。（72ページ参照）

また、快適な環境づくりや都市の景観、風致の維持に欠くことのできない貴重な樹木の保護を目的として「岡山市環境保全条例」に基づき、保存樹62本が指定されています。

② 自然とのふれあいの里山づくり

市街地に近く、良好な自然や古代からの歴史が残されている操山山塊（約258ha）を保全し、より多くの市民に親しんでもらえるよう、散策路や解説板などが整備されています。さらに人と自然とが調和してきた里山の暮らしに親しみ、自然や環境、歴史を学ぶ拠点施設として操山公園里山センターが多くの市民に利用されています。

③ 緑のまちづくりの推進

岡山市では「緑の保全」とともに、積極的に緑化を推進しています。

ア. 公共施設等の緑化

公共施設の緑化を進めるため、他部局とも連携を図り、道路や河川、学校等の緑化を推進しています。

イ. 市民参加の緑化推進

緑豊かな都市づくりを進め、市民の緑化意識の高揚を図るため、4、5月を「春の花いっぱい運動期間」、10月を「緑化月間」と定め各種行事を開催するほか、年間を通じて市民参加による緑のまちづくりに取り組んでいます。

○ 春の花いっぱい運動

草花の種子配布、フラワーロード（市道4路線のフラワーポットに季節の花を植栽、管理）、花・緑ハーモニーフェスタ in 西川、緑の相談所

○ 緑化月間

草花の種子配布、フラワーロード、緑化作文コンクール、緑のハイキング

○ その他

市内約300か所の花壇（地元管理等）への花苗配布等

ウ. 民有地の緑化推進

民有地緑化の推進を図るため、（公財）岡山市公園協会により、市内街路樹の保護管理や市民協働花壇づくりなどの助成事業や、親子

ガーデニング教室・園芸講習会の開催、機関誌の発行などを行っているほか、岡山市と協力して各種緑化普及啓発事業を進めています。

表39 都市公園等整備状況

(令和7年3月31日)

種別		箇所数	面積(m ²)	
都市公園	街区公園	319	827,003	
	近隣公園	29	538,528	
	地区公園	15	2,175,772	
	総合公園	5	976,476	
	運動公園	2	131,355	
	特殊	風致公園	5	3,020,165
		歴史公園	4	252,203
		植物園	1	110,075
		墓園	1	300,000
	緑道	10	167,972	
	緑地	74	2,512,370	
	その他	0	0	
	都市公園以外の公園		10	494,454
県管理都市公園(市内)		2	490,524	
合計		477	11,996,897	

2 都市景観の保全

(1) 都市景観の現況

岡山市の中心市街地は、商業・業務・集客施設やコンベンション施設等が集積するJR岡山駅周辺エリアと、歴史・文化資産が集積する旧城下町エリアの2つの核で形成され、その周囲を市街地が取り囲んでいます。

北側には丘陵・山並みが連なり、南側には干拓地が広がり、児島湾から瀬戸内海へと開けており、その間をつなぐように大きな川が流れているというように、身近に多くの自然を有しており、それが都市の個性ともなっています。

このように岡山市は豊かな自然を背景に古代より吉備文化発祥の地として、また近世においては城下町として栄え、国内文化交流の主要ルートの拠点的役割を果たしてきました。

また、児島湾の干拓・新田開発や百間川の築造など古くから先駆的な都市づくりを行ってきました。

さらに、戦後の経済・産業面での急速な発展を

遂げるに伴い都市は拡大していきましたが、一方で歴史的町並みや街なかの緑など、歴史・文化・自然・人々の生活環境などの岡山固有の景観の保全、形成が課題となっています。

(2) 都市景観の保全対策

平成17年度に策定し公表した岡山市景観基本計画を踏まえ、景観法に基づき、平成19年度に建築物等の規制・誘導により良好な景観形成を図る岡山市景観計画、並びに岡山市景観条例を制定し、平成20年度より施行しています。

また、庭瀬・撫川地区、西大寺観音院周辺地区、出石町地区については、まちづくり協定の締結による街並み保全、建物修景に対する助成制度の活用による地域固有の歴史的な景観資源を活かした景観まちづくりに、地元まちづくり協議会とともに取り組んでいます。

都心部においては、主要な道路の無電柱化や修

景整備、沿道建物や屋外広告物の規制誘導により、都心部にふさわしい風格と統一感のある景観形成に取り組んでいます。

また、住宅地等における地区計画制度の活用による住民主体のまちづくりや、屋外広告物条例による屋外広告物の規制、誘導により美しくゆとりのある景観形成に取り組んでいます。

(3) 景観形成の取組みについて

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等とそこに暮らす人々の営み、社会・経済的活動等が調和することによって生み出されます。すなわち、景観とは単に物の見え方にとどまらず自然的要素と人工的要素が織りなす「環境調和の象徴」であり、私たちの暮らす地域社会の健康性、文化性、快適性を表す重要な環境尺度であると言えます。

岡山市においては、固有の自然・風土や、長い

時間をかけて積み上げられてきた人々の営みによって、数多くのすばらしい景観＝「原風景」が形成され、受け継がれてきましたが、都市化の過程の中で見失ったものも多くあります。今後、人口減少や少子高齢化が進む中にあっても、市民生活の質と都市の活力の向上を図り、誰もが岡山に住みたいと思える都市づくり、個性ある地域づくりが求められる中で、これまでに創りあげられた「原風景」に磨きをかけ、新たなる時代に対応した魅力ある「景観」を創造し、未来に引き継いでいくことは、今の時代を生きる岡山市民一人一人に課せられた役割であると言えます。このような基本的な考え方に基づいて、岡山市において、市・市民・事業者等がめざすべき景観づくりの目標を次のとおり設定しています。

平成19年12月に景観法に基づき策定した「岡山市景観計画」により、より実効性ある景観形成

図42 景観づくりの目標



の施策、及び市民協働の景観まちづくりを市域全域で展開するために、岡山市全域を景観計画区域に指定し、一定の規模を超える建築、開発等の行為に対して届出・勧告制によって規制誘導を行い、各地域の良好な景観の維持保全、創出を図っています。

また、中心市街地においては、景観形成重点地区（都心軸沿道地区、岡山カルチャーゾーン）にあわせて、岡山市屋外広告物条例に基づく屋外広告物モデル地区を指定することにより、建物と広告物が一体化した良好な街並みの形成を図っています。

3 歴史的文化環境の保全

(1) 歴史的文化環境の概観

温暖な気候と、豊かな自然環境に恵まれた岡山市内には、数多くの文化遺産が存在しており、指定文化財だけでも国指定85件、県指定112件、市指定128件の計325件が存在します。多数の文化遺産の中には、著名な縄文貝塚である彦崎貝塚、弥生時代の大規模集落である津島遺跡や南方遺跡、全国第4位の規模を誇る造山古墳、県内最古級の寺院である賞田廃寺、再建東大寺の瓦を製作した万富東大寺瓦窯跡、比翼入母屋造の本殿をもつ吉備津神社、都市としての岡山の礎となった岡山城跡とその城下町遺構、沖新田、興除新田等の近世干拓事業にかかわる遺構など様々な時代、種類の文化遺産があります。

また近年は、明治～昭和初期の建造物、土木建造物、近代産業遺産や「文化的景観」等、近・現代の人々の営みの跡も文化財として認識されるようになり、保護・保存の要望が高まっています。これはこれまでのような重要な文化財の保護のみならず、地域に根ざし、また時代にとらわれない歴史的・文化的環境の保全と活用が求められていることを示すものです。

(2) 歴史的文化環境の保全対策

① 埋蔵文化財の保護

古墳や集落跡など、遺跡・土地に包蔵される文化財を埋蔵文化財と呼びます。市域には『改訂岡山県遺跡地図』に登録されているだけで、約3,600ヶ所を数える埋蔵文化財が所在しています。

岡山市では埋蔵文化財の存在状況に関する正確な情報を把握し、その情報を遺跡地図として配布することによって、情報の公開を図り、それに対する認識を深めるよう努めています。同時に埋蔵文化財包蔵地内での開発事業等に対しては、事前にその存在状況を確認し、保存と開発との協議調整を図っています。令和6年度には750件を越える存在状況の照会があり、また615件の、土木工事に伴う埋蔵文化財発掘の届出・通知がありました。また埋蔵文化財

の存在状況の試掘・確認調査は、17件実施しています。

埋蔵文化財は現状で保存することが望ましいのですが、現状保存を図ることができない場合、すなわち埋蔵文化財との関係が恒久的に絶たれてしまうことが予想される場合には、やむを得ない措置として発掘調査等を実施し、記録保存を図ることとしています。令和6年度には、造山古墳・万富東大寺瓦窯跡の範囲確認調査を実施し、多くの成果を上げることができました。



国指定重要文化財旧旭東幼稚園園舎

② 文化財の保護と管理

文化財を望ましい環境で次世代へ継承するため、文化財の調査等をすすめ、特に重要な文化財については、法や条例のもと、指定や登録といった制度で保護を図っています。

指定文化財等にはその保護のため現状変更などに厳しい制約が設けられますが、同時に保存修理などに対しては補助金による財政的支援をはじめ、文化財の価値を損なわないための指導監督を行っています。また、日常的な管理についても所有者と意志の疎通を図るなど保護対策に取り組んでいます。史跡等については、公開と活用に向けた取り組みのため土地公有化にも努めています。

令和6年度は、市指定重要文化財の岡山神社随神門（岡山市北区石関町）・菅野八幡宮本殿（岡山市北区菅野）・七社八幡宮本殿（岡山市北区建部町建部上）で保存修理工事を実施しました。



岡山市指定重要文化財岡山神社随神門

③ 近代化遺産・文化的景観の保護

近代の建造物や土木構造物が老朽化や施設の更新によって急速に姿を消しつつあることから、平成8年の文化財保護法改正で築50年を経過した建造物に対し「登録文化財制度」が設けられました。

岡山市においてもそれらを、近代化を物語る遺産として認識し、保護に取り組んでいます。現在までに92件が登録されています。

④ 文化財の公開と整備

史跡等の文化財については周辺整備を図って積極的に公開活用するとともに、文化財本来の形状や歴史的景観に修復するための整備事業を推進しています。令和6年度は、史跡造山古墳と史跡岡山城跡の本丸下の段で史跡整備事業を実施しました。また、史跡大廻小廻山城跡と史跡造山古墳の史跡地公有化事業、史跡彦崎貝塚の史跡整備事業（環境整備事業）、天然記念物アユモドキ保全活用事業も実施しました。

発掘調査によって得られた出土物や記録類は、岡山市埋蔵文化財センターにおいて整理や調査、保存処理などを行ったうえで、展示や発掘調査報告書を刊行することにより周知・公開が図られています。令和6年度は『金蔵山古墳 一総括報告書一』、『岡山市指定重要文化財 旧木下権之助屋敷表門 保存修理報告書』、『岡山市埋蔵文化財センター年報24』、『岡山市埋蔵文化財センター研究紀要第17号』、計3冊の報告書等を刊行しました。

また、令和5年度に行われた発掘調査の成果を紹介するため、令和6年10月31日・11月1日（市庁

舎1階市民ホール）で出土遺物や写真パネルを展示する「埋蔵文化財発掘調査速報展」を開催しました。このほか造山古墳で現地説明会を開催し、埋蔵文化財センター講座、彦崎貝塚活用講座も開講しています。

また、足守藩家老杉原家の屋敷である旧足守藩侍屋敷遺構、足守藩の大名庭園の近水園などの文化財施設、御津郷土歴史資料館、灘崎歴史文化資料館、瀬戸町郷土館の公開活用を図っています。また指定文化財を中心に、説明板や標識・標柱を設置することにより周知活動にも努めています。

表40 市内指定文化財数

(令和7年3月31日現在)

分 類		種 別	国 指 定	県指定	市指定	合 計	
指 定 文 化 財	有 形 文 化 財	建 造 物	8 (国宝1)	17	28	53 (国宝1)	
			石 造 美 術	3	6	10	19
		美 術 工 芸 品	絵 画	8	5	7	20
			彫 刻	4	8	10	22
			工 芸 品	31 (国宝4)	36	9	76 (国宝4)
			書 跡 典 籍	1	5	4	10
			古 文 書	1	4	7	12
			歴 史 資 料	2	2	7	11
			考 古 資 料	2	5	4	11
	無 形 文 化 財	各 個 認 定	0	0	0	0	
		保 持 団 体 等 認 定 (総 合 認 定 含 む)	2	0	0	2	
		民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	0	2	8	10
			無 形 民 俗 文 化 財	1	4	5	10
	記 念 物	史 跡	18	15	15	48	
		名 勝	1 (特別名勝1)	1	0	2 (特別名勝1)	
天 然 記 念 物		3 (特別天然記念物2)	2	14	19 (特別天然記念物2)		
選 定	選 定 保 存 技 術	0	0	1	1		
	伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	0	—	—	0		
合 計			85	112	129	326	
登 録 有 形 文 化 財			92	—	—	92	
重 要 美 術 品			9	—	—	9	

() 内は国宝・特別名勝・特別天然記念物の内数。

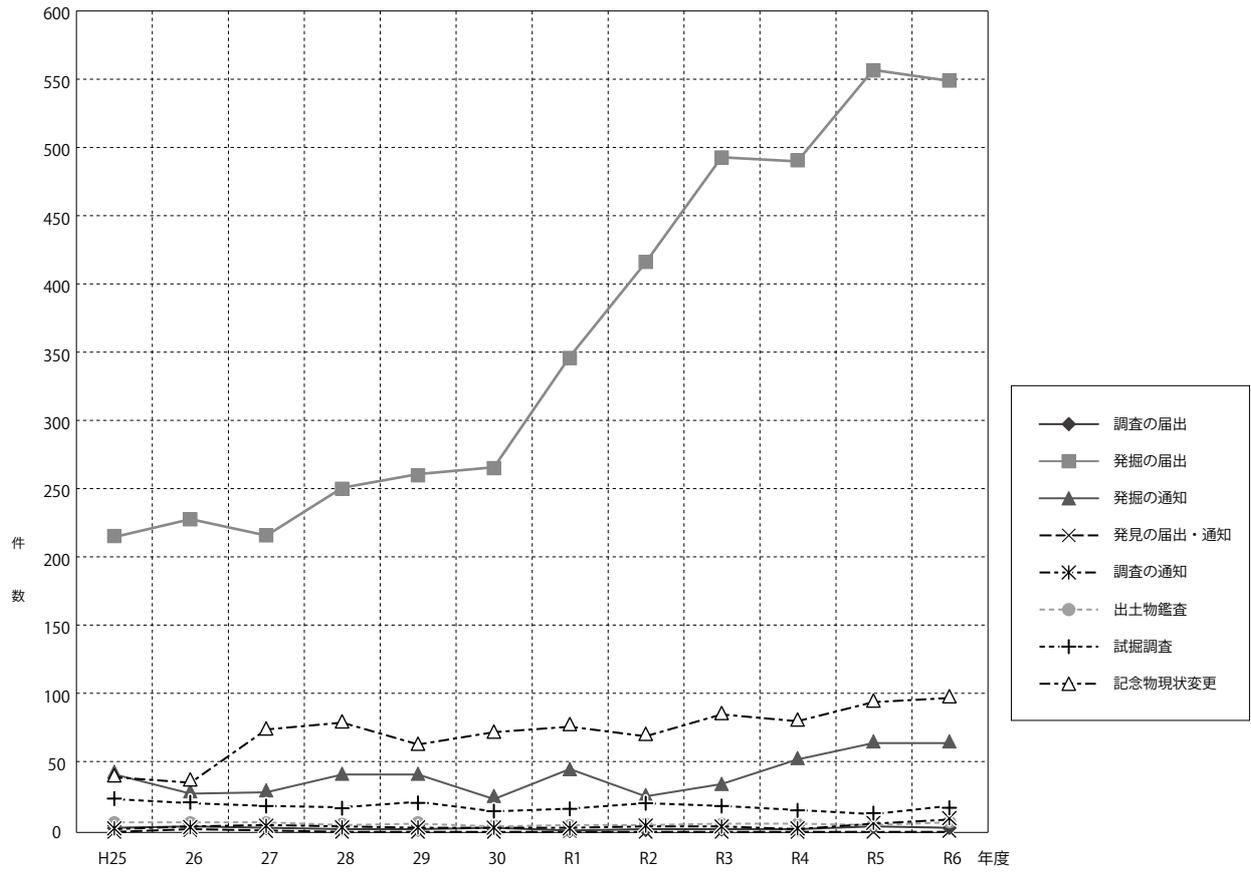
資料 教育委員会文化財課

表41 埋蔵文化財関係届出・通知等の件数

	92条 調査の届出 ※1	93条 発掘の届出 ※2	94条 発掘の届出 ※3	96条 発見の届出 ・通知 ※4	99条 調査の通知 ※5	100・102条 出土物鑑査 ※6	試掘調査 ※7	125条 記念物現状 変更 ※8	総計
平成24年度	2	163	32	0	4	5	25	49 ※9	280
平成25年度	3	216	47	0	2	7	23	40 ※9	338
平成26年度	4	229	28	2	4	6	20	36 ※9	329
平成27年度	3	217	29	1	5	7	19	70 ※9	351
平成28年度	2	252	42	0	4	5	18	80 ※9	403
平成29年度	3	262	42	0	3	6	22	64 ※9	402
平成30年度	4	235	22	0	3	3	15	64 ※9	346
令和元年度	1	348	46	0	3	6	17	77 ※9	498
令和2年度	2	417	26	0	4	5	21	70 ※9	545
令和3年度	2	494	35	0	4	6	19	86 ※9	646
令和4年度	1	491	51	0	2	5	16	81 ※9	647
令和5年度	4	558	62	0	6	8	12	94 ※9	744
令和6年度	3	550	65	0	5	6	17	98 ※9	744

- ※1 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第92条。
- ※2 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第93条。
- ※3 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第94条。
- ※4 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第96条・97条。
- ※5 平成12年度に文化財保護法改正に伴い、98条の2から58条の2に改正。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第99条。
- ※6 平成9年度に中核市に権限委任。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第100条・102条。
- ※7 平成9年度から58条の2適用。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第99条。
- ※8 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第125条。
- ※9 文化財保護法第168条の2（各省庁の長以外の国の機関が記念物等の現状変更をしようとする場合の文化長官の同意を求めるための協議）を含む。

図43 埋蔵文化財関係届出・通知件数



XI 地球温暖化対策

1 地球温暖化の現況

地球温暖化とは、人間の活動に伴い二酸化炭素など大量の「温室効果ガス」が大気中に排出されることにより、地球の平均気温が上昇する現象をいいます。「京都議定書」では、6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆））を削減対象として指定されました。その後、2015年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、三フッ化窒素（NF₃）が温室効果ガスの種類として追加されています。

地球温暖化が進行すると、気候システムのエネルギーバランスが崩れて異常気象の頻発や、海水の膨張や氷河の融解による海面上昇を引き起こすと予測され、自然生態系や生活環境、農作物などへ及ぼす悪影響が懸念されています。

実際、2001～2020年において、世界の平均気温は約0.99℃上昇しています。さらに、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5℃及び2℃を超えると予測されています。（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書より）これに対し、2015年11月～12月にかけてフランスのパリで行われたCOP21では、「パリ協定」が採択され、2016年11月には採択から一年以内という異例の早さで発行されました。協定には、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑える目標が明記され、1.5℃未満に抑えることも努力目標として掲げられました。196の条約締結国・地域が全て参加する枠組みで、対策の進み具合を評価し、目標を5年ごとに見直す仕組みも設けられています。また今世紀後半に排出量と森林や海による吸収量とのバランスを取り、排出量実質ゼロを目指すこととしています。

また、スウェーデンの環境活動家など、若者たちが具体的な行動を各国政府に迫る運動が活発化

する中、EU（欧州連合）が、温室効果ガスの排出量を2050年に実質ゼロにする目標に法的拘束力を持たせる「欧州気候法案」で合意したほか、中国では、2060年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標が表明されました。

昨今では、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞により、同年における世界のエネルギー需要は、前年と比べ4.3%減少、温室効果ガス排出量は5.1%減少しました。今後の世界経済の回復にあたっては、今までの社会に戻すのではなく、地球温暖化対策やSDGsを同時に実現し、持続可能な社会への転換をめざす「グリーン・リカバリー」が注目されており、国連はパリ協定の削減目標等と同様にその推進を強く求めています。

こうした中、日本では、2016年5月に「地球温暖化対策計画」が策定され、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比26.0%削減するという中期目標が掲げられました。また、2019年6月に策定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、最終到達点としての「脱炭素社会」が掲げられ、2020年10月の首相所信表明演説においては、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロをめざすことが表明されています。さらに、2021年4月には、政府から2030年度までに2013年度比で46.0%削減するという新たな目標が示されました。

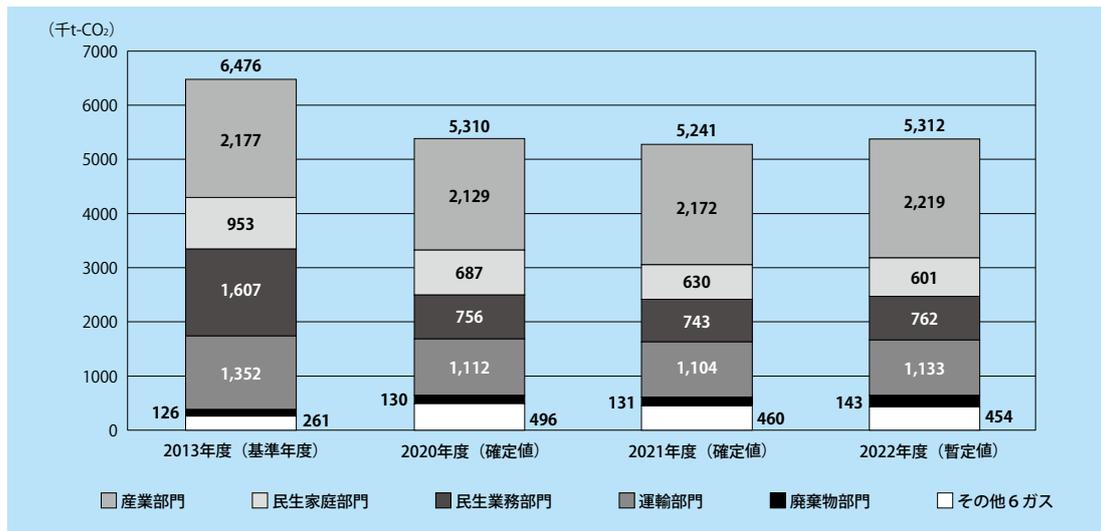
一方、岡山市から排出されている温室効果ガス排出量を試算すると、2013年647.6万tであり、部門別では産業部門が全体の33.6%と最も高く、以下民生業務部門（24.8%）、運輸部門（20.9%）、民生家庭部門（14.7%）が続いています。また、現況のまま将来も推移していくと想定した場合の将来推計値は、2030年で673.7万tであり、全体として4.0%増加することが見込まれます。

このため、岡山市における地球温暖化対策については、令和3年度に見直しを行った「第2次岡

山市環境基本計画」及び「岡山市地球温暖化対策実行計画」において、基準年とする2013年の温室効果ガス排出量に対して2025年で27.9%削減、2030年で46%削減を目標とし、産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の各部門で、同計画に示された具体

的な施策に取り組み、市民協働で環境負荷の少ない持続可能な社会づくりをすすめていく必要があります。

図44 岡山市の温室効果ガス排出量推移



2 地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進のためには、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが不可欠です。特に、岡山市は、中小事業者や住民との地域における最も身近な基礎自治体として、地域の自然的社会的条件を徹底的に分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援といった、地域に密着した、地域の特性に応じた最も効果的な施策を、市民、事業者等と連携し進めていく必要があります。

(1) スマートエネルギー導入促進補助事業

岡山市は、低炭素型の都市の実現に向け、市内の住宅・事業所へのスマートエネルギー化に資する機器の導入に対する補助を平成27年4月から実施しています。

① 住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業

令和6年度は住宅への太陽光発電システム（補助金上限額10万円）、強制循環型太陽熱利用システム（補助金上限額5万円）、自然循環型太陽熱利用システム（補助金上限額3万円）、エネファーム（補助金上限額15万円）、蓄電池（補助金上限額15万円）、HEMS（補助金上限額2万円）、窓断熱（補助金上限額10万円）、電気自動車等（EV普通乗用車補助金上限額13万円、EV小型・軽乗用、EV普通・小型・軽貨物、PHEV補助金上限額8万円）、燃料電池自動車（補助金上限額50万円）、V2H（補助金上限額15万円）、ZEH（補助金上限額50万円）の導入に対し、2,406件の補助を行いました。

② 事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業

令和6年度は事業所への太陽光発電設備（補助金上限額100万円）、ガスコージェネレーションシステム（補助金上限額150万円）、LED照明器具（補

助金上限額40万円)、高効率空調機器(補助金上限額60万円)、エネルギー管理システム(補助金上限額100万円)、電気自動車等(EV普通乗用車補助金上限額13万円、EV小型・軽乗用、EV普通・小型・軽貨物、PHEV補助金上限額8万円)、燃料電池自動車(補助金上限額50万円)、蓄電池(補助金上限額 家庭用:15万円、産業用50万円)、強制循環型太陽熱利用システム(補助金上限額50万円)、電気自動車等用充電設備(補助金上限額15万円)、ZEB(補助金上限額500万円)の導入に対し、102件の補助を行いました。

(2) 市民共同発電事業

これは、地球温暖化等の地球環境問題対策の一つとして注目されている「再生可能エネルギーの導入」に、市民と市が協働して取り組むことにより、再生可能エネルギー施設の普及促進や市民等への周知を図ると共に、市民と市が協働して進める地域づくり等のモデルケースとすることを目的としたものです。

今までに、NPO法人が平成14年に中山認定こども園に太陽光発電設備や太陽熱給湯設備を、平成19年には錦認定こども園に太陽光発電設備を、平成22年に福渡保育園に太陽光発電設備を、平成23年度には岡山市立瀬戸町図書館に太陽光発電設備を、平成24年度には建部認定こども園に太陽光発電設備を設置しました。市は、設備設置場所を無償貸与し、太陽光発電設備からの発電量に応じた電気料金相当分をNPO法人に交付金として交付しています。また、岡山市市民協働推進モデル事業として平成28年度に岡山市立岡輝公民館と岡山市立岡西公民館、平成29年度に岡山市立一宮公民館に太陽光発電設備を設置しました。これら設備を利用した普及啓発・環境教育を行っています。また、NPO法人が行う環境教育活動を必要な範囲内で支援しています。

(3) 市有施設への再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーの利用や地球温暖化対策を推進するには、市民・事業者・行政の協働が必要

です。そこで、岡山市では、市民にとって分かりやすい太陽光発電設備等を設置することで、市域全体を牽引していくため、市役所全体が連携して市有施設へ太陽光発電設備等を計画的・効果的に導入することを目指し、平成23年度に「岡山市市有施設への太陽光発電設備等導入方針」を定めました。

この基本方針では、太陽光発電設備・電気自動車・電気自動車用充電設備・市民共同発電事業・「エコ通り」推進事業について、「特に優先して導入する施設」と「導入の検討対象となる施設」に関する基準を設けています。

岡山市の太陽光に恵まれた特性を活かし、太陽光発電システムの普及を促進するための率先した取組みとして、令和6年度には、西大寺認定こども園等3施設へ太陽光発電設備を設置しています。

また、平成26年度は、災害時等に太陽光発電設備で発電した電気を非常用電源として使用することによる分散型電源の確保及び行政財産の有効活用を図るため、屋根貸しを行いました。既存の市有施設9施設について、発電を行う事業を実施する事業者を公募したところ、4施設について事業提案があり、うち瀬戸町カヌー艇庫、承芳ふれあい広場、建部浄化センターの3施設を採用しました。

今後も、市有施設への太陽光発電設備等の「見える化」を図り、家庭等への太陽光発電設備費の助成と合わせて、市域全体での再生可能エネルギー等の普及促進を進めていきます。

(4) 公用電気自動車等の導入

現在、日本における運輸部門のCO₂排出量は、全体の19.2%を占めており、産業部門に次いで多くなっています。また、家庭からのCO₂排出量の26.9%が自動車から排出されていることから、自動車対策が重要な柱となっています。

岡山市では、地球温暖化対策や省エネルギー対策への取り組みについて、広く市民の理解を深めてもらうため、平成21年度に電気自動車の導入を開始し、令和6年度までに電気自動車48台、プラグインハイブリッド車1台、燃料電池自動車1台

を導入しています。

電気自動車等の普及に向けた率先取組みとして、今後も継続的な導入を行います。

(5) 太陽光発電設備等共同購入事業

太陽光発電設備等により一層の導入拡大を目指し、「太陽光発電設備等共同購入事業」を実施しました。太陽光発電設備等の導入を検討している市民を集め一括発注することで価格低減が期待できる事業です。令和6年度は、岡山連携中枢都市圏の3市3町（玉野市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、早島町、吉備中央町）と共同実施し、全体で530件の参加登録があり、そのうち44件が成約しました。

(6) J-クレジット制度の活用

各家庭における太陽光発電設備等の導入により生み出された二酸化炭素削減量をまとめてクレジット化する取り組みを令和4年度から実施しています。国の「J-クレジット制度」を活用し、環境価値の見える化を実現すると同時にクレジットとして売却等の活用も見込めます。

(7) ゼロカーボン研究会の開催

岡山市を含む岡山連携中枢都市圏の8市5町に、産学、他の連携中枢都市圏を交え、ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取り組みについて調査研究を行うことを目的とした、ゼロカーボン研究会を開催しました。令和6年度は、令和6年5月23日、7月4日、9月26日、11月7日、12月19日、令和7年2月5日の計6回、自治体関係者や民間事業者など延べ194名が参加し、脱炭素化に向けた技術動向、デコ活の推進、CO₂の吸収源および回収・固定化技術等について研究しました。

(8) 気候変動対策普及啓発事業

地域において気候変動対策（緩和策・適応策）を推進するフロントランナーを育成することを目的に、「気候変動対策おかやま塾」を開催し、19名の参加者が全3回の講座を受講しました。また、脱炭素とまちづくりについて考えるシンポジウム

「100人カイギ」を開催し、84名が参加しました。

(9) ZEH普及啓発事業

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の更なる普及拡大を図り、家庭部門の脱炭素化を促進することを目的に、ZEHに関する情報発信や宿泊体験を実施しました。令和6年度は6組が宿泊体験に参加しました。

(10) ライトダウンキャンペーンの実施

岡山市を含む岡山連携中枢都市圏の8市5町において、公共施設や家庭、事業所の消灯を呼びかける、「一斉ライトダウンキャンペーン」を実施しました。この「一斉ライトダウンキャンペーン」は、消灯を通じて、省エネ意識を高め、地球温暖化防止につながる取組を継続的に実践していただく契機とすることを目的として実施されているもので、令和6年6月21日から7月7日までの期間に可能な範囲での消灯を呼びかけました。特に夏至の日の6月21日と七夕で「クールアース・デー」でもある7月7日の午後8時から午後10時までの間、ふれあいセンターや消防署等の市有施設でライトダウンを実施し、一斉消灯による地球温暖化対策に取り組みました。

各家庭や事業所に対しても、不要な照明の消灯によるキャンペーンの参加とその報告を広く呼びかけるとともに、市役所筋沿いの事業所、グリーンカンパニー活動参加事業所等に一斉消灯を呼びかけました。キャンペーンの期間中、多くの家庭や事業所から参加報告をいただき、市域全体として大きな成果をあげることができました。

なお、個々の施策については、それぞれ別に記載していますので、そちらをご参照ください。

- 岡山市環境保全行動計画（→P99）
- 岡山市環境パートナーシップ事業（→P79）
- 環境家計簿モニター活動（→P79）
- 地球環境問題ポスターコンクール（→P85）

XII すべての人の参加による環境づくり

1 環境にやさしいまちづくり

(1) 環境家計簿モニター活動

地球温暖化を防止するため、家庭のエネルギー使用量（電気、ガス、水道、灯油、ガソリン、軽油）を調べながら、省エネのくらしを広げる事を目的に、環境家計簿活動を展開しています。

令和6年度には（財）おかやま環境ネットワークと合同で「環境家計簿カレンダー2025」を1,100部作成しました。毎月、省エネの工夫や環境問題に関する知識等が掲載されており、環境家計簿活動参加申込者等にカレンダーを配布しました。

(2) 岡山市環境パートナーシップ事業

地球温暖化問題をはじめとする現在の様々な環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが身近なところから環境にやさしいまちづくりに取り組むことが大切です。

そこで、市では、市民や事業者の自主的な環境保全活動をサポートするため、平成13年度から岡山市環境パートナーシップ事業を実施しています。

この事業の対象となる活動は、市民等が地域で行う自主的な環境づくり活動（エコボランティア）と、事業活動から発生する環境負荷を継続して低減する活動（グリーンカンパニー）があり、さらにいくつかの部門に分かれています。

岡山市環境パートナーシップ事業の概要は以下のとおりです。

① エコボランティア活動

地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を「エコボランティア」と位置づけ、それらの活動を支援し、活躍できる場を用意するもので、以下の2部門とします。

ア. アダプトプログラム部門

市民団体や事業者等のみなさんが、主に、特定の市域内で実施する清掃や緑化、自然保護活動等の自主的な環境づくり活動が対象です。

イ. 地球市民部門

市民団体等が、市域全体や地球全体の観点から取り組む自主的な環境づくり活動が対象です。

② グリーンカンパニー活動

原料の購入から廃棄物の排出・商品の販売等まで、自らの活動から発生する環境負荷を継続して低減していこうとする事業所（公共機関を含む）を「グリーンカンパニー」として位置づけ、それらの活動を支援し、すぐれた活動を市の内外に顕彰していこうとするものです。平成18年2月から、「ISO14001部門」と「エコアクション21部門」の2部門を追加し、以下の4部門としています。

ア. ISO14001部門

組織の活動、製品・サービスが直接的又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、その発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格であるISO14001の認証を取得した事業者が、同規格に基づき実施する活動です。

イ. エコアクション21部門

環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する方法として環境省が策定したエコアクション21の認証を取得した事業者が、同プログラムに基づき実施する活動です。

ウ. 環境活動評価プログラム部門

事業者が、自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、環境への負荷及び環境保全の取組について自己チェックを行って作成した環境行動計画に基づき実施する活動です。

エ. ステップアップ部門

自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、チェックリスト等を利

用して策定した具体的な取組事項の実践に取り組む活動で、規模の比較的小さい事業所等による活動が対象です。

表42 岡山市環境パートナーシップ事業登録団体

(令和7年3月31日現在)

岡山市環境 パートナーシップ事業 (1,077団体 46,751人)	エコボランティア活動 (324団体 12,279人)	アダプトプログラム部門 (319団体 11,782人)
		地球市民部門 (5団体 497人)
	グリーンカンパニー活動 (753団体 34,472人)	ISO14001部門 (140団体 10,613人)
		エコアクション21部門 (10団体 371人)
		環境活動評価プログラム部門 (13団体 417人)
		ステップアップ部門 (590団体 23,071人)

2 環境教育・学習の推進

(1) 環境学習の機会

① 岡山市・赤磐市・おかやまコープ

「水辺の教室 いきもの探し観察隊」

岡山連携中枢都市圏事業「水辺教室等環境教育の推進」の一環で、河川の繋がりや生物多様性等の理解向上を目的に、岡山市の子ども達が、赤磐市の子ども達と共に自然体験を行うイベントを実施しました。

② インスタグラムアカウント

「いいかも！生物多様性」

本市における生物多様性保全の推進にあたっては、その情報発信と収集が課題となっており、この課題解決の一助とすべく、SNSの活用を企画しました。このInstagramアカウントは令和3年度に立ち上げ、フォトコンテストなどの投稿キャンペーンを行いながら、フォロワーの獲得につなげています。

表43 令和6年度フォトコンテスト実績

名 称	応募期間	応募総数
いいかも！おかやまの自然 Instagramフォトコンテスト'24春	3/25～5/24	760
いいかも！おかやまの自然 Instagramフォトコンテスト'24夏	7/26～9/27	284

③ 連携協定成果報告会

令和7年3月、公益財団法人岡山県環境保全事業団との連携協定に基づく事業の成果を市民と共有するための報告会を行いました。報告内容は「事業内容と協定締結の背景」、「モニタリングの成果」、「コンベンピオガーデン等の取組み（藤クリーン株式会社）」で、Zoomを利用して開催しました。

④ 環境学習エコツアー

岡山市内の小学生とその保護者を対象に、リサイクルの現場や企業の環境負荷低減の取組みを見学してもらい、家庭での取組を促進するため実施しています。令和6年度は、バイオディーゼル岡山株式会社の食品リサイクル工場と、藤クリーン株式会社のプラスチック資源循環センターを見学しました。

(2) 学校教育における環境教育

① 「岡山っ子育成条例」から

平成19年度に、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（愛称：岡山っ子育成条例）」を制定しました。この条例では、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園、地域社会を実現し、市民協働による自立に向かって成長する子どもの育成を目指しています。各学校園では、すべての命を大切にすること、自他の違いを理解し協調すること、自然や環境と調和していくこと、また、自然や美しいものに感動する心を大切にしていくことなどを通して、豊かな人間性の育成に取り組んでいます。

② 各学校での取組

学校では、社会科・理科・家庭科等の教科の中での環境に関する学習はもちろんのこと、児童会や生徒会、また、ボランティアクラブ・部活動・委員会活動等の子どもたちが主体となった実践的な活動を通して、環境美化や環境保護等の活動に取り組んでいます。

例えば、「総合的な学習の時間」の学習として、現代社会の大きな課題の一つである『環境』に関する課題を取り上げている学校があります。学校の外で、豊かな自然環境に触れたり、地域の方、専門の方からの指導を受けたり、離れた学校間での情報交換を行ったりするなど、様々な形での実践的な学習を展開しています。

また、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進拠点となる「ユネスコスクール」には1高校、15中学校、31小学校の計47校が認定を受けています。これらの学校の中には、地域の基幹産業の一つである農業をテーマに選び、農家にインタビューしたり、農業体験をしたりするなど、環境教育につながる実践を行っている学校があります。

こうした取組を通して、地球がかけがえのないものであることや、自然との「共生」なくして人は生きていけないことを学んでいきます。

(3) 次世代育成における環境教育

① 「自然体験リーダー養成講座」の開設

自然体験が不足しがちな子どもたちのために、自然の中で豊かな遊びを体験する機会を提供するリーダー（指導者）が求められています。

教育委員会は、平成8年度に「自然体験リーダー養成講座」を開設し、各専門分野で活躍されている方々のご協力のもと、養成講座を実施しています。

同講座では、STEP 1～3の3段階で実施しています。STEP 1では「まずは大人が楽しもう」というテーマで、受講生が五感を使って様々な自然体験を行い、自然に対する感性を高めました。STEP 2では「子どもたちに伝える術を学ぼう」というテーマで、子どもたちを安全に自然の中へ導くための知識や技術について、体験と座学で学びました。STEP 3では、教育委員会（補助執行：岡山っ子育成局の地域子育て支援課）・自然体験リーダーズクラブ主催の子どもを対象とした自然体験プログラムにスタッフとして参加し、子どもにとっての自然体験の価値を学びました。

<令和6年度 自然体験リーダー養成講座 実施概要>

- STEP 1 自然との出会い
～まずは大人が楽しもう～
9月28日（土） …受講生27名
- STEP 2 身近な自然と子ども
～子どもたちに伝える術を学ぼう～
10月12日（土）、10月13日（日）
…受講生4名
- STEP 3 自然体験プログラムを創ろう
～子どもたちといっしょに自然の中へ～
10月26日（土）、10月27日（日）、
11月16日（土）、11月17日（日）
…受講生4名
- 受講・修了者 4名



自然体験リーダー養成講座

② 「自然体験リーダーズクラブ」の活動

「自然体験リーダー養成講座」の修了生と指導者の有志が、平成12年に「自然体験リーダーズクラブ」を発足させました。「子ども」と「自然」が好きな仲間が集まって楽しく活動しています。定期的な実践活動について協議する会合を開くとともに、活動状況を伝える会報「そよご」を毎月発行しています。

令和6年度の活動としては、各公民館主催の自然・環境関係の講座や、小学校等でゲストティーチャーなどとして市内各所で講師を務め、さまざまな自然体験プログラムを企画・実施しました。また、「自然体験リーダー養成講座」のスタッフとして、事前の企画と体験活動の指導及び講座の運営を行うなど、幅広い活動を展開しています。

（自然体験リーダーズクラブ）

自然体験リーダー養成講座修了生及び講座講師が会員で、子どもたちのために、子どもたちと同じ目線で自然を楽しみながら自然の素晴らしさを伝える活動を行っています。現在、20代～70代までの、約50人のメンバーが活動中。

主たる活動として、月1回の定例会、公民館等の施設で、環境講座やクラフト講座の講師をしたり、クラブ主催事業を運営実施したりしています。



自然体験リーダーズクラブの活動

③ 公民館での環境学習について

公民館では、5月30日の「ゴミゼロの日」に因み、環境事業課の協力を得て「ゴミ減量・リサイクル推進週間公民館講座」を全公民館（37館）で実施し、約2,600人の参加がありました。

公民館では取り組むべき重点分野の一つとして、令和6年度も引き続き、「環境意識の高揚」を掲げ、公民館で125事業を実施し、約7,400人の参加者がありました。特に、海ごみ対策の事業を各種団体と連携した事業や、各公民館でリサイクルのため家庭で不要になったステンレス製ボトルの回収を行うなど、SDGsの目標達成を意識した取組みも進めています。今後とも、ESDの視点を生かすことで日々の暮らしと社会問題とのつながりに気づき、地域課題について自らの行動によって解決に導くことのできる人々の育成をめざしています。

表44 令和6年度公民館環境関係講座一覧

番号	館名	講座名	番号	館名	講座名
1	操山	操花会	58	東	スイッチON!えこらいふ
2	操山	おもちゃの病院	59	東	手作りおもちゃのお店「3SUN」
3	操山	本の交換会	60	東	百間川ゴミ回収関連プロジェクト
4	操山	サステナブルファッションについて考えよう	61	南	ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座 おもちゃの病院
5	操山	四季のネイチャーゲーム	62	南	南極に学ぶ地球環境と私たちの暮らし
6	操山	家庭からSDGs	63	旭東	旭東自然観察隊
7	岡南	「シンプル・エコ講座」(和食の知恵で健康を考える)	64	旭東	ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座「食器のリユースコーナー」
8	岡南	身体の中からきれいになれるかんたんエコレシピ	65	旭東	楽しい園芸講座
9	岡西	ごみ減量・リサイクル推進講座フリーマーケット	66	旭東	ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座「私たちの暮らしとごみ」
10	岡西	味噌を手づくりしよう	67	操南	サルベージパーティ® ～季節のアイデア料理～
11	岡西	大野学区に生息する絶滅危惧種ダルマガエルを観察しよう!(ESD事業)	68	操南	剪定の基本を知る
12	北	おいしいコーヒーの淹れ方とSDGsなくらし	69	操南	陶器の絵付け体験
13	北	園芸講座	70	操南	操南☆おもちゃの病院
14	北	おもちゃの病院	71	操南	冬の寄せ植え講座
15	北	持って帰られ～文房具	72	操南	古着で布ぞうりを作ろう
16	北	食器のリユースコーナー	73	山南	ごみ減量・リサイクル推進講座
17	西大寺	ダルマガエルを保護しよう	74	山南	自然保護活動
18	西大寺	シン「自然探検」	75	山南	野外活動講座
19	西大寺	吉井川ハマウツボ・ネットワーク	76	山南	環境整備ボランティア
20	西大寺	ごみについて考えよう!!	77	福浜	身体の中からきれいになれるかんたんエコレシピ
21	上南	はじめよう!エコライフ	78	富山	ESD 水とみどりのプロジェクト
22	上南	わくわくふるさと観察隊	79	富山	食器、学用品のリユース会
23	一宮	やさしいまち いちのみや	80	富山	捨てるからはじめないお片付け講座
24	一宮	一宮おもちゃの病院	81	芳田	ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座食器のリユースコーナー
25	一宮	いちのみやSDGs講座	82	高島	川ガキ2024
26	一宮	緑のカーテン・ゴーヤを使ってゴーヤ料理をつくろう♪	83	高島	山ガキ2024
27	津高	ホテルを見る会2024	84	京山	岡山KEEP
28	津高	2024天体観望会in津高	85	京山	食器のリユース
29	津高	ごみ減量推進週間関連事業食器と古本の交換会	86	京山	京山アグリプロジェクト
30	津高	季節の寄せ植え	87	光南台	ごみ減量・消費生活講座(ごみ減量・リサイクル推進事業)
31	津高	少年自然の家の指導員と遊ぼう	88	光南台	クリーンアップ光南台連携事業(ESD事業)
32	高松	岡山市身近な生きものの里事業 高松水辺教室	89	光南台	廃油せっけんづくり
33	高松	第22回食と環境フェア	90	光南台	味噌づくりに挑戦!
34	高松	エンジョイエコライフ	91	光南台	寄せ植え教室
35	吉備	ダルマガエル観察会	92	御南西	楽しい園芸教室
36	吉備	スローライフでいこう	93	御南西	海ごみを無くすために私たちにできること
37	妹尾	ごみ減量・リサイクル推進週間公民館行事「おもちゃの病院」	94	旭	城下ガーデニングクラブ
38	妹尾	花を楽しむ	95	旭	あさひ★子どもエコ教室
39	妹尾	子どもランチ教室	96	東山	東山★親子でしぜん体験
40	福田	ごみ減量・リサイクル推進事業 子ども服リユース会	97	東山	東山みんなdeごみゼロ作戦(ごみゼロ)
41	福田	福田公民館でゴーヤ育て隊	98	東山	リユースコーナー(期間限定)
42	上道	上道の自然を満喫しよう	99	東山	東山花壇花咲加志隊
43	上道	ごみ減量・リサイクル推進週間講座	100	岡輝	くらしの環境学
44	興除	プロに教わるお掃除教室	101	岡輝	ごみ減量リサイクル推進公民館講座
45	興除	～台所からはじめよう～ 社会と私に優しい暮らし	102	岡輝	実践!ガーデニング講座
46	興除	水辺の生きものの観察会	103	御津	ハイドロカルチャーで観葉植物のmini寄せ植え作り
47	興除	園芸講座	104	御津	ヤゴ救出大作戦
48	足守	ごみ減量・リサイクル事業	105	御津	音楽と青空市
49	足守	バードウォッチング(野鳥観察会)	106	御津	みつふるさと探検隊
50	足守	園芸教室	107	灘崎	今日からはじめるエコ宣言!
51	足守	ちょっとした工夫で食品ロスを削減しよう!	108	灘崎	廃油せっけんを作って&使ってエコライフ
52	藤田	ふじた園芸部	109	建部町	ちょっとした工夫で食品ロスを削減しよう
53	藤田	庭木の手入れについて	110	瀬戸	瀬戸町生きもの探偵団
54	藤田	おもちゃの病院	111	瀬戸	～未来にいいことはじめよう～ 私と社会にいい暮らし講座
55	藤田	いろいろリユースコーナー	112	万富	令和6年度ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座
56	大元	自然とあそぼう2024/ESD事業	113	万富	生き物探検隊
57	大元	ハイドロカルチャーで観葉植物のmini寄せ植え作り			

(4) ポスターコンクール

◇地球環境問題ポスターコンクール

地球環境の現状や身近な視点から地球にやさしく住みよい環境をつくるための方法などについて、岡山市内の小学校4年生から中学校3年生の児童・生徒にポスターを描いてもらうことにより地球環境問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、岡山市、岡山市教育委員会、(公財)岡山県環境保全事業団及び岡山ESD推進協議会の共催で実施しました。

令和6年度は、小学校15校、中学校7校から268点の応募があり、市長賞小学生の部に福浜小5年

吉本奈央さん、市長賞中学生の部に京山中2年高橋彩夏さんが選ばれ、他68作品が岡山市議会議長賞、岡山市教育長賞、(公財)岡山県環境保全事業団理事長賞、岡山ESD推進協議会長賞、特選及び入選に選出されました。

入賞作品は3月20日から3月31日まで岡山市立中央図書館2階視聴覚ホール前展示コーナーに展示され、市長賞中学生の部に選ばれた高橋さんの作品は令和7年版岡山市環境白書の表紙に採用されました。また、令和6年度の市長賞等5賞10作品は、岡山市のごみ収集車に掲示し啓発活動を推進しました。

3 自主的な活動への支援

平成20年度から「岡山市ホテルの里」事業を展開させた「身近な生きものの里」事業を展開しています。

この事業では、岡山市内の身近な野生生物をシンボルとして、地域住民、土地所有者等の主体的な活動により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりを図ることができると認められる地域を、住民団体からの申請に基づき、身近な生きものの里として認定しています。

現在、「身近な生きものの里」に認定され、地域で保全活動が行われているのは、足守、大井、

下高田、福谷、高島・旭竜、今谷、曹源寺、山南、室山、竹枝、宇甘西、豊、灘崎、龍泉寺、千種、大野、観音寺用水、小串、御津母谷、西大寺浜、吉備の中山、建部大田、高松、辛香、富山、操山、阿部池の27地区で、地域住民の保全活動に対し、活動資材の提供などの支援を行っています。

それぞれの地域では、さまざまな取組によって、生物の生息環境の保全が図られています。一方で、活動団体構成員の高齢化や、ホテル、湿地植物等を鑑賞する際のマナーの悪化などの課題が生じています。

<p>竹枝</p> <p>岡山市内の小学校4年生から中学校3年生の児童・生徒にポスターを描いてもらうことにより地球環境問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、岡山市、岡山市教育委員会、(公財)岡山県環境保全事業団及び岡山ESD推進協議会の共催で実施しました。</p>	<p>宇甘西</p> <p>宇甘西地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>福谷</p> <p>福谷地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>山南</p> <p>山南地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>豊</p> <p>豊地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>灘崎</p> <p>灘崎地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>
<p>御津母谷</p> <p>御津母谷地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>西大寺浜</p> <p>西大寺浜地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>吉備の中山</p> <p>吉備の中山地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>下高田</p> <p>下高田地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>大井</p> <p>大井地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>足守</p> <p>足守地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>
<p>龍泉寺</p> <p>龍泉寺地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>千種</p> <p>千種地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>観音寺用水</p> <p>観音寺用水地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>建部大田</p> <p>建部大田地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>高松</p> <p>高松地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>辛香</p> <p>辛香地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>
<p>高島旭竜</p> <p>高島旭竜地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>曹源寺</p> <p>曹源寺地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>室山</p> <p>室山地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>大野</p> <p>大野地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>今谷</p> <p>今谷地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>小串</p> <p>小串地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>
<p>富山</p> <p>富山地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>操山</p> <p>操山地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>阿部池</p> <p>阿部池地区は、旧岡山市の中心部であり、市街地と農地が隣接している。身近な生きものの里として認定されている。地域の特性を活かして、生きものの保全活動が行われている。</p>	<p>岡山市身近な生きものの里の位置</p>		



4 情報の提供

(1) 普及啓発冊子

令和6年度に以下の冊子等を作成し、啓発・学習資料として学校、公民館、家庭に配布しました。

「環境家計簿レポート」(1,000部)

「環境家計簿カレンダー」(1,100部)

「岡山市環境白書」(200部)

「身近な生きものの里パンフレット」(1,000部)

(2) 各種メディアを通じた広報活動

○ 市民のひろばおかやま

4月号 いいかも！おかやまの自然Instagramフォトコンテスト'24春(環境保全課)

家庭ごみ有料指定袋と外装袋への広告(環境事業課)

第23回市長杯市民パークゴルフ大会(環境施設課)

越スポーツパーク(環境施設課)

使用済みステンレス製ボトルの回収(環境事業課)

5月号 大気汚染防止夏期対策期間(環境保全課)

6月号 井戸の情報をお願いします(環境保全課)

岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰の推薦(環境事業課)

一斉ライトダウンキャンペーン2024(ゼロカーボン推進課)

太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業(ゼロカーボン推進課)

熱中症に気をつけましょう(ゼロカーボン推進課)

7月号 ゴミ処理施設の見学とエコバッグ作り(東部リユースぶらざ)

リサイクルプラザ(環境事業課)

生物多様性おかやまプラン ワークショップ参加者募集(環境保全課)

環境学習エコツアー(ゼロカーボン推進課)

有料袋減免申請(環境事業課)

夏休みスイミング短期教室のご案内(環境施設課)

8月号 お得で快適なお家に泊ってみませんか？(ゼロカーボン推進課)

9月号 Instagramフォトコンテスト(環境保全課)

10月号 晴れの国ブルースカイ事業(環境保全課)
令和6年度岡山市美しく快適なまちづくり表彰の推薦(環境事業課)
4R啓発展(環境事業課)

生物多様性おかやまプランワークショップ参加者募集(環境保全課)

関心・感動からはじまる地球未来の交響詩(環境保全課)

児島湖流域清掃大作戦(環境保全課)

11月号 いいかも！おかやまの自然Instagramフォトコンテスト」入賞作品展開催(環境保全課)

12月号 井戸の情報をお願いします(環境保全課)
年末・年始のごみ収集(環境事業課)
年末・年始のし尿収集(環境事業課)

1月号 工事の石綿調査(環境保全課)
年始のごみ収集(環境事業課)

2月号 連携協定成果報告会2025 聴講者募集(環境保全課)

3月号 引っ越しで出た粗大ごみの出し方(環境事業課)
市有施設でのEV充電サービス(ゼロカーボン推進課)

○ 懸垂幕

4月～6月 「プラスチック資源」分別回収の啓発

6月～7月 一斉ライトダウンキャンペーン
7月、12月～3月

岡山市美しいまちづくり、ポイ捨て禁止、路上喫煙禁止の啓発

2月 省エネルギー月間

○ 市政テレビ

・RSK山陽放送(桃太郎の岡山Cityかわら版!)
令和6年12月 プラを資源に変えよう

・Oniビジョン（いきいきおかやま）
令和6年6月 太陽光発電設備等共同購
入事業

・Oniビジョン（おかやま情報かわらばん）
令和6年4月29日～
いいかも！おかやまの自
然 Instagram フォトコン
テスト

令和6年5月13日～
大気汚染対策

令和6年6月3日～
熱中症の注意喚起

令和6年6月10日～
一斉ライトダウンキャン
ペーン2024

令和6年7月29日～
家庭ごみ有料指定袋の減
免申請

令和6年9月16日～
いいかも！おかやまの自
然 Instagram フォトコン
テスト'24夏

令和6年12月23日～ 年末・年始のごみ収集

令和6年11月20日 「いいかも！おかやまの自
然Instagramフォトコンテ
スト」入賞作品展開催

・RSK山陽放送ラジオ（岡山くらしと市政）
令和6年5月14日 太陽光発電設備等共同購
入事業

令和6年6月11日 一斉ライトダウンキャン
ペーン

○ 市政ラジオ

・レディオMOMO（シティインフォメーション
スクエア）

令和6年4月3日 いいかも！おかやまの自
然 Instagram フォトコン
テスト'24春

令和6年5月10日 大気汚染対策

令和6年6月19日 一斉ライトダウンキャン
ペーン

令和6年7月1日 環境学習エコツアー

令和6年9月6日 いいかも！おかやまの自
然 Instagram フォトコン
テスト'24夏

令和6年10月28日 生物多様性おかやまプラ
ンワークショップ参加者
募集

5 岡山ESDプロジェクト

2005年（平成17年）1月から始まった「国連・持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の10年」を受けて、岡山市では岡山市環境局環境部環境保全課を事務局として、平成17年4月に「岡山地域『持続可能な開発のための教育』推進協議会（岡山ESD推進協議会）」が立ち上がり、以降、様々な立場の人々がそれぞれの場所で連携しながらESDを推進する「岡山ESDプロジェクト」を行っています（現在は岡山市市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課が事務局となっています）。平成17年6月には国連大学サステイナビリティ高等研究所から世界の6地域とともに世界で最初の「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点（RCE：Regional Centres of Expertise on Education for Sustainable Development）」のひとつに認定されました（令和7年1月時点で、190地域に拡大）。2014年（平成26年）に「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、その成果を踏まえ、ユネスコでは「グローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015年～2019年）、「ESD for 2030」（2020年～2030年）を策定し、引き続きESDを推進していくことが示されました。これを受け、岡山市と岡山ESD推進協議会及び同協議会に参加する各組織においては、「岡山ESDプロジェクト基本構想」を改定し、引き続きESDの推進に取り組んでいます。

以下に岡山ESDプロジェクトの事業概要を記します。

（1）目的

岡山地域と地球の未来について、共に学び、考え、行動する人が集う岡山地域を実現すること、及び岡山地域でのESDの取組を通して、世界中で、持続可能な社会づくりの取組が定着し、経済・社会・環境の各分野において調和のとれた、SDGsの達成に繋がる持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

（2）地域

岡山市を中心とする地域を対象としますが、行政区域にかかわらず岡山県内の河川流域・都市圏などの広域における関連組織と連携を図り、ESDを推進します。

（3）対象

当該地域内に暮らす人々を対象としてESDに取り組む組織・団体の活動が対象です。また、持続可能な社会づくりに関係する経済・社会・環境のすべての分野の活動を対象とします。

（4）プロジェクトの内容

① 岡山ESD推進協議会の運営

地域内の教育機関・市民団体・事業者・マスメディア・行政等の団体や組織で構成する岡山ESD推進協議会が中心となってプロジェクトを推進しています。協議会には、委員会・運営委員会・専門部会があり、事業方針や事業計画を策定して構成組織の活動を支援しています。

② 岡山ESDプロジェクト参加団体の登録・活動支援

岡山地域でESDに取り組む組織の中で、本プロジェクトの趣旨に賛同する組織等を岡山ESDプロジェクト参加団体として登録し、支援しています。令和6年度末では、397の組織が登録されており、このうち33団体に助成金を交付しました。

③ ユネスコスクール活動への支援

岡山県内11校のユネスコスクール加盟高等学校及びキャンディデート高等学校が連携して開催する交流会の支援を行いました。（参加者：95名）

④ 一般市民への啓発活動

11月23日に「おかやまESDフォーラム」、2月8日に「SDGs海川フォーラム2025～持続可能な社会に向けて～」を開催したほか、2月8日、19～21日に岡山連携中枢都市圏の自治体の「河川・海ごみ回収レポート」と「SDGsの取組」を展示したSDGsパネル展を行い、マスメディアや各種

行事で啓発を行いました。

⑤ 他のRCE等との連携・交流・情報交換

第6回ユネスコ学習都市世界会議（サウジアラビア）や第16回アジア太平洋地域RCE会議（キルギス）に出席したほか、ユネスコ学習都市ウェビナーなどのオンライン会議に参加しました。また、国内RCE実務者会議に参加し、RCE岡山の取組を報告しました。

⑥ ユース・人材育成

市民団体、企業、行政関係者等を対象に延べ4日間「ESDコーディネーター研修」（参加者数：17名）を実施しました。また、大学生を対象に「ESD学生インターンシップ」事業（参加者数：19名）を実施するとともに、ユースがSDGsを学ぶ「おかやまSDGs ユースの集い2025 SDGsクエスト」（参加者数：18名）を開催しました。

⑦ 優良事例の顕彰

国内外の地域コミュニティにおけるESDの優良事例を顕彰する「ESD岡山アワード2024」を実施しました。

表45 令和6年度岡山ESDプロジェクト活動支援助成金 事業団体一覧

NO.	団体名	事業名
1	aSoViva-アソビバ-	親と子の学べるアソビバ～未来をみつめて～
2	ESD・SDGsから地域の未来を考える会	私たちはどこから来て、どこに行くのだろう
3	INE居場所作りネットワーク	外国の遊びを通して多文化共生の理解へ
4	いろは邑	健全な親子関係の推進事業
5	おかやまエコマインドネットワーク	サステナブルファッションについて考えよう
6	岡山市京山地区ESD・SDGs推進協議会	SDGsに取り組むESDによる地域教育力育成事業
7	特定非営利活動法人岡山市子どもセンター	自然探検「こどもの森のしぜんとあ・そ・ぼ」
8	岡山市立少年自然の家ファミリー農園クラブ	岡山市立少年自然の家ファミリー農園クラブ
9	岡山ネパール人協会	SDGsを考える多国籍ラフティング体験
10	岡山まごころ給食審議会	親子で育てる無農薬・無化学肥料米づくり
11	岡山ユネスコ協会	岡山ユネスコ30thプログラム
12	Cube	演出家、劇作家を育てるためのワークショップ、成果発表会の開催
13	くらた親子食堂	くらた親子食堂
14	劇団公民館京山	おもい・つなぐ・むすぶpart2 映像制作と演劇発表 「文学ってなーに?」・「ハチドリの一としづく」および地域課題をともに考える交流会
15	ゴールデンリバー53	爺婆の孫プロジェクト「岡山方言番付」
16	特定非営利活動法人国際協力研究所・岡山	「Well-being(ウェルビーイング)向上プロジェクト”人は人によりて人となる”」
17	NPO法人こくさい子どもフォーラム岡山	中・高校生を対象とする ①第21期国際塾、②ESD Café URA 2024
18	一般社団法人コノヒトカン	コノヒトカン1000缶プロジェクトの発展!
19	山南地区地域活性プロジェクトチーム	山南地区地域活性プロジェクト
20	支援の必要な子と親の会たんぼの会	支援の必要な親子と社会をつなぐ音楽活動
21	就実・森の学校	SDGsに資する里山の再生事業～南海トラフ地震対策に向けて(9)～
22	建部町健康づくり歩こう会	健歩手帳
23	手紡ぎの会ふわふわ	手紡ぎの会ふわふわ
24	HUG+KUMU	つながる個育て～HUG+KUMU～
25	はれのまほけんしつ	はれのまほけんしつ
26	特定非営利活動法人まんなか	多世代でつながる!地域のえんがわプロジェクト2024
27	みんなの家	自然体験を通して心を育てる事業
28	みんなのいっぽ ～子どもの晴れやかな成長を支援する会～	～子どもを真ん中にみんなで考えて共に成長する～ 子ども支援相談会
29	杜の家 なかみち	岡山産マスクットづくりのふるさと創生事業～放置されたぶどうハウスや空き家対策～
30	ゆるりふらっと町づくりプロジェクト	アクティブシニアと地域を繋げて健康寿命を延ばす町づくり
31	Life is	包括的性教育をもっと身近に!プロジェクト2024
32	NPO法人リトル・サン	Yogaと食育を楽しむ会
33	私の学校準備室Kodona	多様な教育の未来を描く:教育映画上映プロジェクト

XIII 施策の実施状況

1 第2次岡山市環境基本計画の概要

環境目標(1) 市民協働による環境づくりと快適な都市環境が実現しているまち



高齢者や子どもに、やさしい環境を整えてほしいな！
市の環境情報について、難しい言葉を使わずに発信してほしい！
子どもたちへの環境教育を充実させて、さらに美しいまちづくりを託したい！
民間、行政、NPO等が協働していけるまちをめざそう！

水と緑の潤いのあるまちをつくろう

良好な緑の保全

おかやまガーデンリング構想に基づいて、良好な緑地を保全します。



西川緑道公園

まちなかの緑の創出

市民との協働により、まちなかの緑化を進めます。

水と緑のプロムナードの形成

西川・枝川緑道公園を整備するとともに、イベント空間の有効利用を促進し、身近に利用できる空間づくりを進めます。

安全で快適に通行できるまちにしよう

快適な通行空間の整備

安全・安心で快適に利用できる歩行空間の形成や、用水路の安全対策を進めます。



路上駐輪場

違法駐車等の防止

放置自転車対策や違法駐車対策を進めます。

まちの環境美化と快適環境づくり

ポイ捨てや路上喫煙の巡回指導や啓発、ボランティア清掃の開催などにより、美しく快適なまちづくりを進めます。

歴史・文化にふれる美しいまちにしよう

魅力ある都市景観の保全・形成

良好な景観の形成とともに、空家等対策計画に基づく空家対策を進めます。

歴史的景観と文化遺産の保全・活用

優れた歴史・文化遺産を保全・活用するとともに、市外へも積極的に情報発信していきます。



造山古墳

地域の伝統文化の保存

伝統文化の保存や文化・芸術活動を支援します。

環境教育・環境学習に取り組もう

環境教育・環境学習の場と機会の提供

操山公園里山センター、環境学習センターめだかの学校などの拠点となる施設を有効利用するとともに、環境学習の機会を充実していきます。



環境学習センター
めだかの学校

ESD 地域拠点事業の推進

岡山市が先進的に取り組んできたESD（持続可能な開発のための教育）について、取組の拡充や連携・協働の強化を図っていきます。

協働して環境保全に取り組もう

市役所の環境保全行動の推進

行政活動全般での環境保全活動に取り組みます。

市民・事業者の自主的・積極的な取組への支援

「岡山市環境パートナーシップ事業」のエコボランティア活動やグリーンカンパニー活動を支援し、普及拡大に取り組みます。

市民・事業者・行政のパートナーシップの強化

市民参加による環境保全の取組を進めていくため、市民や事業者との連携を強化し、意識の共有を図っていきます。

各主体の自主的な取組を促進していくための情報提供

岡山市環境白書やホームページ、SNSなどにより、継続的に環境情報を提供していきます。

地球環境保全のための国際協力の推進

地球環境保全のため、国際協力や国際理解活動を支援します。

環境目標(2) 豊かな自然環境の保全と共生が実現しているまち

市民の声

岡山市全体でもっと自然が増えてほしい！
生物多様性に富んだまちを維持したい！
キャンプができたり遊べたりする自然公園がほしいな！
自然と共生した品格のある美しい田園都市をめざそう！

豊かな自然環境を守り育てよう

水辺空間の保全

水辺環境の保全とともに、情報提供の充実を図ります。



龍ノ口

森林の保全

山地や丘陵地のまとまりある森林を確保するため、保全地域指定などの規制・誘導手法を進めます。



操山

農地の保全

地産地消や環境保全型農業を推進するとともに、遊休農地の有効利用を図ります。



子ども食農体験



地産地消バスツアー

優れた自然等の保護

環境影響評価制度などにより、大規模な事業等において、地域の特性に応じた、きめ細かい環境配慮を行います。

多様な生きものをつなぐを大切にしよう

希少な野生生物の保全

野生生物の総合的な調査とともに、天然記念物アユモドキの人工繁殖による系統保存や自然繁殖地の拡大を図ります。

多様な野生生物の生息・生育環境の保全

多様な野生生物の生息・生育地である森林や河川、水路、湿地、農地などについて、市民協働により保全を図ります。

野生生物の適正な管理と保護

希少な野生生物の保護を行うとともに、鳥獣被害対策などに取り組みます。



岡山市の多様な生きもの

自然とふれあい親しもう

ふれあいの場の整備

市民が森林、里山・里海などの自然と気軽にふれあえる場を整備し、情報提供に努めます。



ふれあいの機会の創出

様々な自然体験プログラムを提供するとともに、幅広く参加してもらえるよう、さらなる情報提供と啓発に努めます。



水辺教室

←藤田公民館での自然観察会の様子
岡山市では、各地域の公民館単位でESDをテーマにした取組が盛んに行われています。自然観察会もその一つです。

環境目標(3) 賢い選択による低炭素化と地球にやさしい活動が充実しているまち

市民の声

クリーンな電力を選択しよう！
新しく買う車は、環境に優しい車を選ぶよ！
岡山市の太陽光発電の普及率を日本一に！
グリーンカーテンや打ち水などの工夫で涼しく過ごすぞ！

暮らしと産業の低炭素化に取り組もう

産業における低炭素化の推進

工場等における低炭素型・省エネルギー設備機器や、再生可能エネルギーの導入を促進します。

業務活動における低炭素化の推進

事業所等における低炭素型・省エネルギー設備機器や、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、低炭素型のビジネススタイルへの転換を推進します。

市民生活における低炭素化の推進

住宅における低炭素型・省エネルギー設備機器や、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、低炭素型のライフスタイルへの転換を推進します。

省エネルギーで低炭素な製品やサービス、ライフスタイルを“賢く選択”することは、COOL CHOICE (クールチョイス) と呼ばれています。

省エネ製品への買換えや、クールビズなどが COOL CHOICE のひとつです。



低炭素型まちづくりを進めよう

低炭素な建物・まちづくりの推進

建物の省エネルギー化・低炭素化を進めるとともに、まちなかのLED化を進めます。

スマートエネルギーの普及

住宅や事業所においてエネルギーをつくり、ためて、賢く使うことによるエネルギー利用の最適化・効率化を推進します。

岡山市では、太陽光発電システムや電気自動車等を導入する場合の経費の一部を助成しています。

低炭素な交通施策の推進

公共交通の利用を促進するとともに、自動車利用の抑制・転換を進めます。

また、自転車利用を推進するため、コミュニティサイクル「ももちゃり」の運用を進めます。

次世代自動車の導入促進

電気自動車や燃料電池自動車など、次世代自動車の普及に向けた啓発を進めるとともに、超小型EVの活用可能性を検討します。



燃料電池自動車

水素エネルギーの普及

家庭用燃料電池（エネファーム）等の普及拡大を図ります。

自動車用燃料の低炭素化の推進

ごみ収集車などでバイオ燃料を使用するとともに、自動車燃料以外への導入についても検討を進めます。

フロン対策の推進

フロン排出抑制法に基づいて、フロン類を使用している機器の適切な管理を促進します。

気候変動への適応策を進めよう

農業・水産業分野に関する適応策の推進

生産者に対する熱中症対策の普及啓発や、農業気象技術対策情報の提供を行います。

水資源分野に関する適応策の推進

浄水施設の水源を分散させたり、市民に対して節水を呼びかけたりします。

自然生態系に関する適応策の推進

野生生物の生息・生育環境の保全と回復等に取り組むとともに、鳥獣被害対策などに取り組みます。

自然災害に関する適応策の推進

ハザードマップの作成や、自主防災組織等の育成、止水板設置助成などを進めます。

健康に関する適応策の推進

熱中症対策のための幼稚園への冷房設備の設置やクールシェアの推進等とともに、感染症についての情報提供や注意喚起などを行います。

市民生活に関する適応策の推進

災害時における市民生活への影響を小さくするためのインフラ整備や、ヒートアイランド対策を進めます。

環境目標(4) 安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち

市民の声

山・川・海をつなぐ「水」を守りたい！
ごみの減少のためシェアリングサービス（物品の共同利用など）を利用するぞ！
騒音、大気汚染のないきれいなまちをめざそう！
災害に強いまちになってほしい！

きれいな水環境、健全な水循環にしよう

公共用水域の水質の把握

市内河川等の水質の測定を継続して実施します。

節水と地下水かん養の推進

雨水の地下浸透を高めるための植栽等に取り組むとともに、水の再利用を促進します。

家庭と工場・事業場の排水対策の推進

下水道等整備の推進とともに、生活排水対策の啓発を図ります。

使用済みの油はリサイクルに出しましょう。
バイオ燃料（BDF）に生まれ変わります。



ごみの減量化と資源化に取り組もう

4Rの推進

4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を進めます。



廃棄物の適正処理

廃棄物の不適正処理を防止するため、事業所への監視・指導を進めます。また、最終処分量の削減などにより、最終処分場の延命化を図ります。

不法投棄の防止

不法投棄対策を強化し、不法投棄の未然防止やごみの適正排出を推進していきます。

安全で快適な生活環境を守ろう

工場・事業場等の発生源対策

工場や事業場からの大気汚染、騒音・振動、悪臭対策を進めます。

また、建物工事等に伴うアスベスト飛散防止に対応するため、監視指導の徹底を継続します。

自動車交通対策の推進

交通渋滞対策を進めるとともに、騒音低減効果の高い舗装材の活用など、道路環境の改善を図ります。

広域大気汚染対策の推進

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の観測、監視を継続して実施するとともに、市民への確かな情報提供に努めます。

都市型公害の防止

ピアノや犬の鳴き声などの近隣騒音、野焼きなど、日常生活で起こる近隣公害の防止について意識啓発を進めます。

有害化学物質による汚染の防止

関係法令に基づいて、工場や事業場への規制・指導を徹底するとともに、情報提供を通じて市民の有害化学物質の理解を促進します。

減災と環境被害防止に取り組もう

災害に強い環境基盤の整備

太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、エネルギー源の多様化と分散化を図ります。

災害時の迅速・的確な環境保全対応

地域の防災面での課題などの情報提供や防災知識の普及啓発を進めるとともに、事業者・行政・地域などの連携による体制の整備を進めます。

2 第2次岡山市環境基本計画における成果指標一覧

表46 成果指標一覧

成果指標	成果指標の説明・根拠	令和6年度実績
公園・緑地の整備や緑化推進の満足度	市民意識調査における公園・緑地の整備や緑化推進の満足度向上	—
ごみのポイ捨て数	調査地点6か所におけるポイ捨て数(平均)減少	107個
屋外広告物モデル地区指定数	景観形成重点地区と連携した屋外広告物モデル地区指定数(累計)増加	12地区
景観形成重点地区指定数	屋外広告物モデル地区と連携した景観形成重点地区指定数(累計)増加	12地区
地区計画決定地区数	本市において地区計画を定めた地区数(累計)増加	21地区
街並み修景助成事業の実施状況	街並み修景助成事業の実施件数(累計)増加	32件
文化財の親しみ度	1年間に本市の文化財にふれる市民の数の増加	91,503人
史跡指定地の増加と整備事業の推進	国庫補助事業による史跡指定地候補数(累計)増加	5か所
文化振興・歴史保存活用の満足度	文化振興や歴史資源の保存に対する市民満足度向上	38.0%
文化活動を行う市民の割合	市民意識調査による過去1年間に文化芸術の鑑賞又は参加をした市民	57.5%
地域環境教室の年間参加者数	自然体験プログラムへの年間参加者数の増加	6,201人
めだかの学校環境講座の年間参加者数	めだか環境教室及び校外学習等の環境学習における年間参加者数増加	277人
わくわく体験促進事業・親子環境学習サマースクールによる自然体験や環境への理解の深まり度	アンケート調査における、わくわく体験促進事業や親子環境学習サマースクール参加後の意識変化割合の向上(上段:教育委員会、下段:地域子育て支援課)	70.0%
		98.0%
自然体験リーダー養成講座修了者の自然体験リーダーズクラブ登録者数	自然体験リーダー養成講座修了者の自然体験リーダーズクラブ会員への登録者数(延べ人数)増加	212人
公民館で開催される環境学習講座の数	公民館における環境学習講座の年間開催数増加	125講座
エコ公民館 取組数	市民生活に身近な公民館での実践を通じて、講座生・来館者・職員が一緒になって「エコ」活動への理解を深めていく取組を意識的に行う公民館の増加	37館
おかやまエコミュージアム(地域まるごと博物館)への参加人数	エコミュージアムへの年間参加者数増加	272人
全小学校区におけるESDの実施率	年1回以上ESDを実施する小学校区の割合維持	100%
ESDプロジェクトの参加組織数	地域全体におけるESDプロジェクトの参加組織数増加	397組織

市役所の事務事業から発生する温室効果ガス排出量をはじめとする環境負荷の低減	「岡山市環境保全行動計画」に定める各種目標値の達成	2013年度比で 19.8%削減
愛の泉善行賞の表彰数	愛の泉善行賞の個人・団体含めた表彰件数(個人は人数)増加	8件
環境パートナーシップ事業に参加する市民の割合	環境パートナーシップ事業に参加する市民の割合の向上	6.7%
環境パートナーシップ事業に参加する事業所の数	環境パートナーシップ事業の登録事業所数増加	753事業所
用品特別会計におけるグリーン購入達成率	「岡山市グリーン購入基本方針」で定められている調達目標の達成率向上	96.7%
農業用水路の浚渫・藻刈を実施する地元組織数	用排水運営費の浚渫委託料の支出先数増加	161組織
リフレッシュ瀬戸内(海岸清掃)の参加者数	宝伝・海水浴場の清掃者数増加	0人
森林や原野の割合	市内における林野率維持	44.2%
エコファーマーの認定者数	市内農家における県知事認定のエコファーマーの認定戸数増加	7戸
アユモドキの実態調査対象地域の拡大	アユモドキの実態調査対象地域の拡大	生息地
ホタルの生息地	定点調査地点18か所におけるホタル生息地点数維持	17か所
倉安川における自然石護岸の整備事業進捗率	倉安川における自然石護岸の整備事業の計画的な進捗(事業費ベース)	99.0%
身近な生きものの里認定地区数	身近な生きものの里の認定地区数の増加	27地区
地域環境教室の年間参加者数(再掲)	自然体験プログラムへの年間参加者数の増加	6,201人
自然体験・文化伝承に関する公民館講座数	環境講座の中でも、自然体験や文化伝承などをテーマとした講座数の増加	86講座
市内の太陽光発電システム設置容量	市内の太陽光発電システムの設置容量(累計)の増加	420kW
市民共同発電所の箇所数	市民共同発電所の設置数(累計)増加	8件
地球温暖化防止行動の実践度(市民意識調査)	市民意識調査における地球温暖化防止行動の実践度向上	—
ライトダウンキャンペーン期間中に市域で削減するCO ₂ 量	事業者及び市民からのCO ₂ 削減報告量の増加	11,847kg - CO ₂
市有施設への太陽光発電システム設置件数(累計)	市有施設への太陽光発電システム設置件数(累計)増加	137件
JR岡山駅の1日あたりの乗降客数	JR岡山駅の1日あたりの乗降客数増加	13.6万人

公用車への電気自動車の導入	公用車のうち電気自動車の台数(累計)増加	103台
公共の電気自動車充電設備の設置基数	公共の電気自動車充電設備の設置基数(累計)増加	29基
児島湖の水質(COD)	環境基準(COD 5.0mg/L未満)の達成	7.4mg/L
海域の水質(COD)	すべての測定地点における環境基準(COD)の達成	達成率 1/3
汚水処理人口普及率	汚水処理人口普及率の向上	86.4%
浄化用水導入量	非かんがい期における浄化用水の導入量増加	200千t/日
水路内緑化施設の整備箇所	水路内緑化施設の設置箇所(累計)増加	3か所
事業場排水等の監視	排水等の監視事業場数の維持	269事業場
市民1人1日あたりのごみ排出量	市民1人1日あたりの一般廃棄物の排出量減少	763g/人日 (R5年度)
家庭系ごみの排出原単位	市民1日1人あたりの家庭系ごみの排出量減少	459g/人日 (R5年度)
事業系ごみの排出原単位	市民1日1人あたりの事業系ごみの排出量減少	305g/人日 (R5年度)
資源化率	一般廃棄物における資源化率向上	35.94%
埋立処分率	一般廃棄物における埋立処分率の低減	2.99%
建設廃棄物の再利用率	建設廃棄物の再利用率向上	96.5%
建設発生土の利用率	建設発生土の利用率向上	99.0%
東部・西部リサイクルプラザ来場者数	東部・西部リサイクルプラザへの年間来場者数増加	42,356人
ごみゼロ週間に公民館で開催する関連講座への参加者数	ごみゼロ週間に公民館で開催する関連講座への年間参加人数増加	3,367人
有害大気汚染物質の環境基準	環境基準の達成	100%
ダイオキシン類の環境基準	環境基準の達成	100%
騒音の環境基準	道路に面する地域以外の地域の環境基準の達成	100%
道路騒音・振動	要請限度の遵守	100%
大気汚染防止法の規制工場・事業場に対する立入検査実施率	年1回以上の立入検査実施率向上	14.3%
アスベスト飛散防止対策	アスベスト除去作業場所への立入調査件数割合の向上	100%

化学物質に対するリスクコミュニケーションに取り組む工場・事業場	環境保全協定の項目に取り入れた工場・事業場数(累計)の増加	3事業場
ダイオキシン類対策特別措置法の規制工場・事業場に対する立入検査実施率	年1回以上の立入検査実施率向上	62.5%
有害物質使用特定施設への立入調査達成率	有害物質使用特定事業場の構造の規制に関する立入調査達成率向上	136%
土壌汚染対策法に基づく工事工程ごとの立入調査数の割合	要措置区域等に対する工事工程ごとの立入調査数の割合向上	100%
浸水対策実施済み割合	浦安・芳田排水区等の管渠・ポンプ場の施設整備(10年間の目標整備面積約390ha)	71.0%
まちなかのホタルの生息地	中心市街地(定点調査6地点)におけるホタルの生息地点数維持	5か所
岡山ESDプロジェクト参加団体によるワークショップの開催件数	岡山ESDプロジェクト参加団体が岡山地域全体や地域コミュニティの社会課題等を話し合うワークショップ開催件数増加	33事業
身近な生きものの里認定地区数	身近な生きものの里の認定地区数の増加	27地区

XIV 岡山市役所の環境保全行動計画

1 計画の概要

※白書発行日の都合上前年度原稿を使用しています。

現在、地域や地球規模で起きている様々な環境問題を解決していくためには、私たちの日常の社会経済活動のあり方を見直し、地域から国際社会まで、あらゆるレベルの組織、個人が互いに連携して、持続可能な社会を構築していくことが必要です。

特に、市役所は、市域の中で最大規模の事業者・消費者の一つであるとともに、地域活動に最も密着した自治体であることから、地域のすべての主体の環境保全への参加を牽引するため、率先して市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷の低減に取り組む必要があります。

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方自治体の事務・事業について、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（実行計画）の策定や公表、毎年の実施状況の公表等が規定されました。

岡山市では、平成13年6月に「岡山市環境保全行動計画（第Ⅰ期）」（目標年度：平成17年度）を策定し、市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減する取組を進めてきました。その後、平成18年6月に改訂を行い、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」（目標年度：平成22年度）を策定し、環境負荷の低減に取り組んできましたが、さらに取組を強化していくことを目的として、平成31年3月に同計画の改訂を行い、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅲ期）」（目標年度：令和7年度）を策定しました。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、都道府県及び市町村の事務及び事業について策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定したものであり、これに基づいて地球温暖化対策を含む幅広い環境保全に向けた取組を推進しています。

（1）計画期間

平成30年度から令和7年度まで。

（2）計画の対象範囲

原則として市役所のすべての事務・事業とし、出先機関等を含めたすべての組織・施設を対象としています。

（3）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類の温室効果ガスを対象としています。

（4）基本方針

少子高齢化・人口減少社会を見据えた都市構造への転換、コンパクトでネットワーク化された都市づくり、地域の防災・減災力に重点をおいた災害に強い都市づくり、今後、急速に老朽化することが見込まれている公共施設等の計画的な予防保全等の適切なマネジメントの実施などの岡山市におけるさまざまな課題を解消していく中で、複合的に温室効果ガスを削減することで、地域のすべての主体の環境の保全及び創造への参加を牽引し、率先して市役所自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスをはじめとした環境負荷の低減に向けて、4つの基本方針を定め、同方針に基づく具体的な取組を進めていきます。

1. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入促進
 - ・省エネ診断及び省エネ改修の推進
 - ・再生可能エネルギーの導入促進
2. 人と環境にやさしい交通体系の構築
 - ・公共交通機関の利便性の向上
 - ・次世代自動車の導入促進

3. 循環型社会の構築

- ・ 4Rの普及拡大
- ・ 都市緑化・森林保全の推進

4. 職員の意識向上と実践に向けた取組

- ・ 「COOL CHOICE」の普及促進
- ・ 環境教育・研修の推進
- ・ 市役所全部署における取組

(5) 削減目標

国の削減目標も考慮し、省エネ機器への更新や再生可能エネルギーの導入などの各施策による削減可能量の推計より、以下のとおり設定しました。

表47 温室効果ガス削減目標

(単位：t-CO₂)

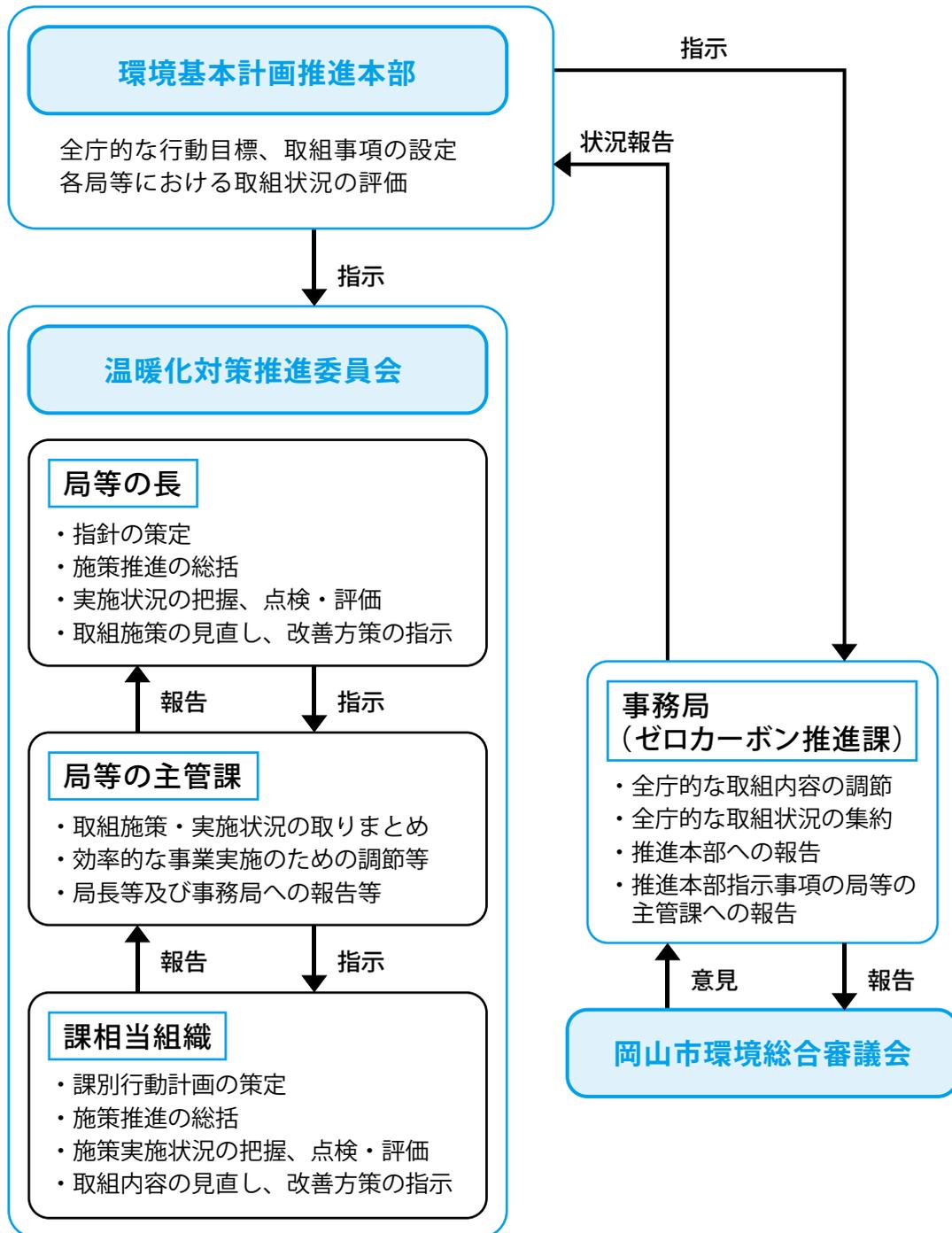
温室効果ガス	平成25年度 基準年度	令和2年度 中間目標年度	令和7年度 目標年度	令和12年度 【参考数値】
排出量	205,454	175,449	157,086	141,627
削減量	—	△30,005	△48,368	△63,827
削減率	—	△14.6%	△23.5%	△31.1%

(6) 計画の実施・運用について

着実に効率・効果的な計画の推進を図るため、「岡山市環境基本計画推進本部設置規程」に基づく、市長を本部長とする環境基本計画推進本部において、計画の進行管理や見直しを行うとともに、温暖化対策推進委員会のもとで施策の推進を図ります。

また、計画に基づく取組の効果等を点検、評価するとともに、全庁的に取組効果を共有し、継続的に取組を推進するため、多層的なPDCAサイクルを取り入れた計画の推進を図ります。

図45 岡山市環境保全行動計画の推進体制



2 計画の実施状況

(1) 令和5年度の実施状況 (前年度(令和4年度)比)

令和5年度は、第Ⅲ期計画に基づき、局等においてそれぞれの組織の特性に応じた「行動指針」を策定するとともに、課ごとに「行動計画」を策定し、自らの事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減する取組を行いました。また、昨年度の実績を

踏まえ、各課等が省エネルギー・省資源などの対策を推進し、前年度(令和4年度)の実績を指標に温室効果ガスの削減や効率的な資源の使用に取り組みました。実施状況については次のとおりです。(表48参照)

表48 令和5年度温室効果ガス排出量等(前年度比)

項目	R3	R4	R5	前年度比
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	168,228	168,249	164,801	△2.0%
うち、一般廃棄物焼却施設を除くすべての施設からの排出量 (t-CO ₂)	77,347	78,401	79,627	1.6%
うち、一般廃棄物焼却施設からの排出量 (t-CO ₂)	90,881	89,848	85,174	△5.2%
電気使用量 (千kwh)	167,816	165,828	166,259	0.3%
燃料使用量 (CO ₂ 換算, t-CO ₂)	14,371	15,593	14,995	△3.8%
公用車等のガソリン使用量 (kL)	474	497	482	△3.0%
公用車等の軽油使用量 (kL)	361	397	366	△7.8%

- ※ 前年度比は令和5年度温室効果ガス排出量等の令和4年度比
- ※ 市役所全施設を対象とする。割合は四捨五入前の原数値により算出

① 温室効果ガス排出量等の実施状況

ア. 温室効果ガス総排出量は、前年度(令和4年度)比で2.0%減少しました。(図46参照)

一般廃棄物焼却施設を除くすべての施設からの排出量は1.6%増加しました。温室効果ガス排出量の増加の要因として、前年度(令和4年度)に完成した岡山芸術創造劇場の稼働による電気使用量および都市ガス使用量の増加が要因と考えられます。

排出量の大きい主な施設の状況は、一部排出量が増加している施設もありますが、全体的には、減少から横ばいの傾向となっています。今後、さらに市民・事業者と協働して、ごみ減量化、資源化を推進していくことが求められます。(図47参照)

図46 温室効果ガス排出量の推移

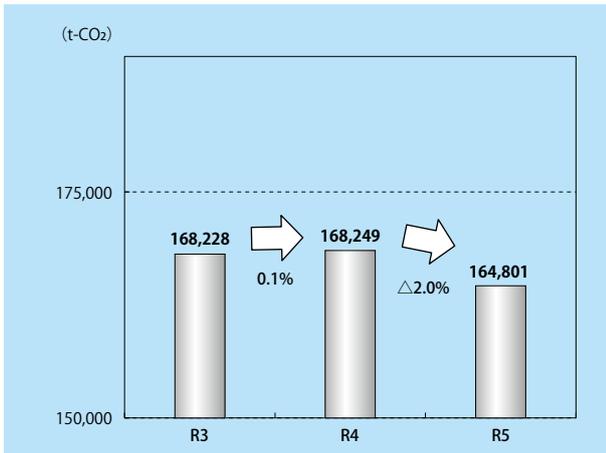


図47 温室効果ガス排出量が多い上位10施設の推移

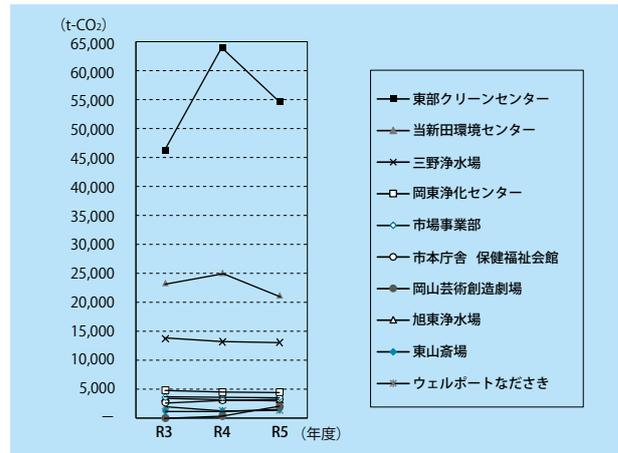
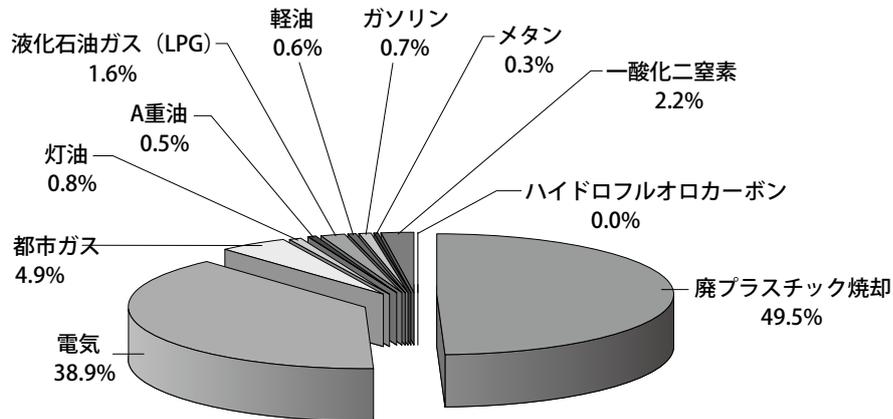


図48 温室効果ガス排出内訳 (令和5年度)



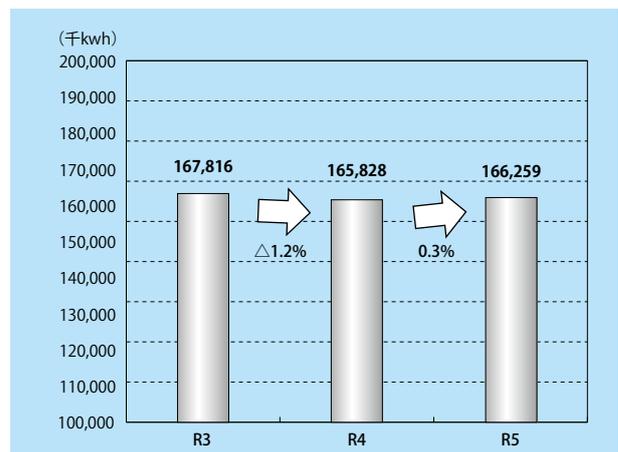
イ. 電気使用量は、令和5年は日本の平均気温が統計開始以降最も高かった影響もあり、エアコン稼働率が増加しましたが、省エネルギータイプの設備の導入等が各施設で適宜実施されており、増加はわずか0.3%に抑えられました。

電気の使用による温室効果ガスの排出量は全体で38.9%と大きな割合を占めていることから、今後、老朽化した消費電力の大きい設備等の省エネルギー化改修等を積極的に導入していくことが必要であると考えます。

また、引き続き推進員・担当員が中心となって、昼休み等の unnecessary 照明の消灯やOA機器等の節電対策の徹底を職員に呼びかけ、職場全

体として省エネルギー行動を強化していく必要があると考えます。(図49参照)

図49 電気使用量の推移



ウ. 燃料使用による温室効果ガス排出量は、前年に比べ、3.8%減少しました。(図50参照)

都市ガスの標準熱量の変更に伴い、排出係数が見直されたこと(約3.2%減)が減少の一因と考えられますが、燃料使用量の削減に向けて、今後も老朽化した燃料使用量の大きい設備等については、積極的に省エネルギー化改修を検討することが必要であると考えます。

また、クールビズ、ウォームビズの徹底等、職員一人ひとりの削減努力により、削減を進めていく必要があります。

エ. 公用車等のガソリン使用量は、電気自動車の導入が進んだ結果、前年度比で3.0%減少しました。今後も削減に向けて、エコドライブの推

進や電気自動車の普及拡大にさらに努めていくことが必要と考えます。

オ. 公用車等の軽油使用量は、前年度比で7.8%減少しました。これは、ごみ減量化により軽油を使用するごみ収集車の走行距離が減少していることが使用量減少の一因であると考えられます。

② 令和5年度の資源使用量

令和5年度は、第Ⅲ期計画の局等の「行動指針」及び課等の「行動計画」に基づき、各課等が省エネルギー・省資源等を推進し、前年度の実績を指標にして上水道使用量等の削減に取り組んでいます。実施状況については次のとおりです(表49参照)。

図50 燃料使用による温室効果ガス排出量

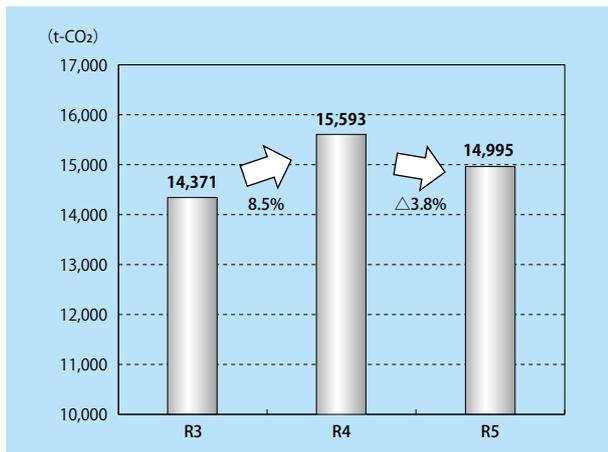


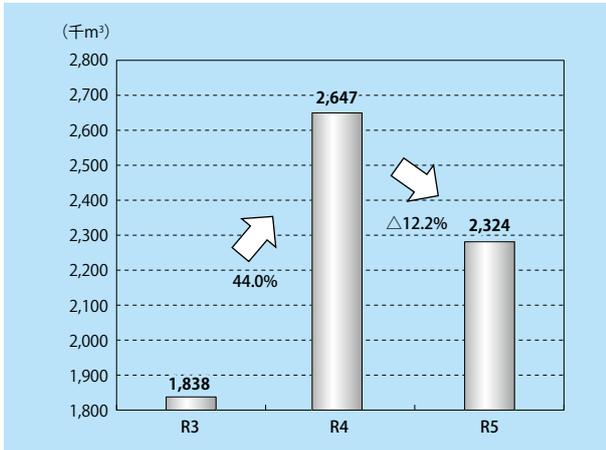
表49 資源使用量の推移

項目	R3	R4	R5	前年度比
上水道使用量 (千m ³)	1,838	2,647	2,324	△12.2%
コピー用紙使用量 (千枚) <A4換算>	110,758	112,032	104,768	△6.5%
冊子等の紙類使用量 (t)	494	569	337	△40.8%

※ 前年度比は令和5年度資源使用量の令和4年度比。

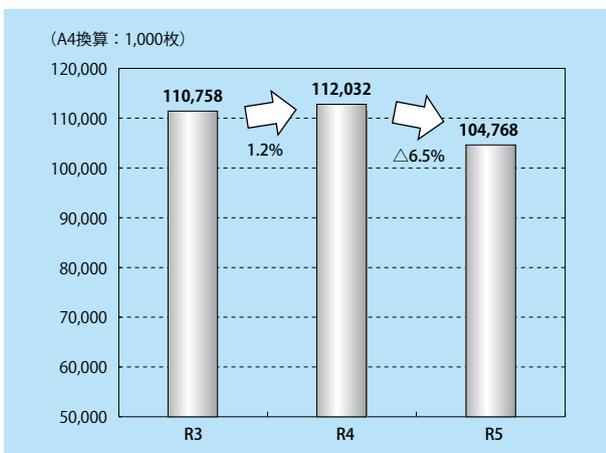
ア. 上水道使用量は、組織的に節水に取り組んだ結果、前年度比で12.2%減少となりました。今後も、組織的な節水、漏水等の定期点検の実施に努めることが必要と考えます。

図51 上水道使用量



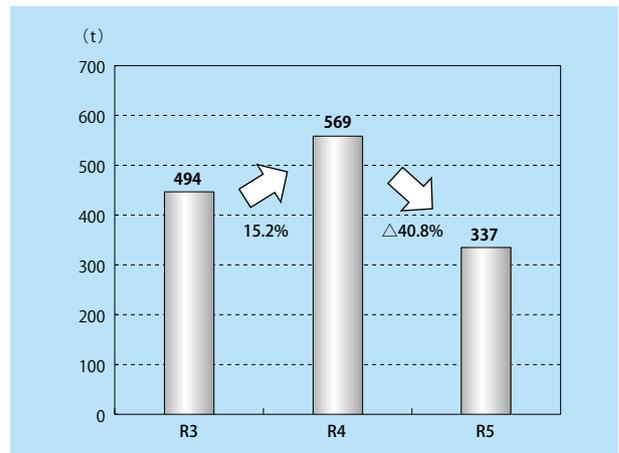
イ. コピー用紙の使用量は、両面印刷、裏紙使用や2 in 1印刷等により削減に努めた結果、前年度比で6.5%減少しました。今後も、ミスコピーの防止、裏面利用の徹底、文書管理システム等の利用によるペーパーレス化の促進はもとより、大量の紙を使用している業務については、その運用方法を見直す等、全庁をあげた取組が必要と考えます。

図52 コピー用紙使用量



ウ. 冊子等の紙類使用量は、ホームページやSNSによる電子データでの情報公開等により、削減に努めた結果、前年度比で40.8%の減少となりました。今後も、市民サービスの向上に努めつつ、電子データでの情報公開等を活用していくこととし、作成する場合には、配布先の精査により必要最小部数を発行する等、削減に向けた対策の徹底が必要と考えます。

図53 冊子等の紙類使用量



(2) 各課等の具体的な取組状況

岡山市の環境保全行動計画の推進に当たっては、それぞれの組織特性を踏まえて取り組むため、各課等で、環境保全行動の「取組項目チェックシート」に基づいて「課別行動計画」を策定しています。

実施結果の概要は以下のとおりで、各課等で取り組んだ項目の平均は25項目であり、評価点（5段階）の平均は4.3でした。分野別では「廃棄物対策」が高いという結果でした。（表50参照）

表50 令和5年度の環境保全行動の取組結果

環境負荷のための対策	各課で取り組んだ項目の総数	自己評価 (5段階)の平均点
(1) 省エネルギー対策	1,226	4.3
(2) 省資源対策	1,944	4.3
(3) 廃棄物対策	534	4.5
(4) グリーン購入対策	513	4.2
(5) 公用車による自動車公害防止対策	685	4.3
(6) その他の取組	216	4.1
全 体	5,118	4.3
対象組織数	205	
平均取組項目数	25	

各課等で取り組む項目の中では、「分別回収ボックスを事務室等に適切に配置し、スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビン及び雑紙も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。」(廃棄物対策)などの平均点が、4.5以上の評価であり、良好に実施されていました。一方、「タブレット・プロジェクターを利用するなどし、ペーパーレスで会議を開催する。」(省資源対策)、「OA機器等を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く。」(省エネルギー対策)などは、平均点が4未満であり、実施状況に課題がありました。(表51 参照)

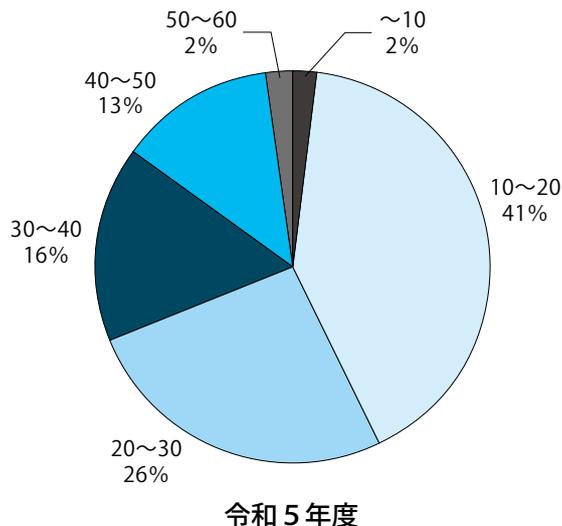
表51 各対策項目における実施状況

対策項目	実施状況が特に良好な項目／平均点が4.5以上	実施状況に課題がある項目／平均点が4.0未満
省エネルギー対策	◆ブラインドやカーテンを適切に利用し、冷暖房効果を高める。	◆OA機器等を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く。
	◆各職場の最終退出者は、必ずすべてのOA機器の電源断、照明の消灯を確認し退出する。	
	◆残業時や休日出勤時の執務室の照明は、必要箇所以外は点灯しない。	
	◆会議室、更衣室、倉庫、給湯室、トイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用後は必ず切るとともに、晴天時の窓際、事務室内の未使用スペースの照明は消灯する。	
省資源対策	◆コピー用紙の使用量を月単位で把握・記録する。	◆タブレット・プロジェクターを利用するなどし、ペーパーレスで会議を開催する。
	◆紙類専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。	◆書類等の保存には、セキュリティに充分留意し、電子媒体を積極的に活用する。
	◆会議やイベントでペットボトル飲料を提供しない。	◆文書管理システム等によりペーパーレス化を推進するとともに、電子化の徹底により資料の共有化を図る。
廃棄物対策	◆分別回収ボックスを事務室等に適切に配置し、スチール・アルミ缶、ペットボトル、ピン及び雑紙も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。	◆環境月間にあわせ、市内各公民館で「ごみ減量・リサイクル関連行事」を行う。
	◆コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、回収・リサイクルを徹底する。	◆書類等の保存には、セキュリティに充分留意し、電子媒体を積極的に活用する。
	◆OA機器や家電製品、自動車等を廃棄物として処理する際は、関係法令の規定に基づき、適正に処理・リサイクルを行う。	◆市民に対し、広報紙やホームページ及び新聞、テレビ等マスコミを活用して、循環型社会の構築に関する情報提供に努める。
公用車による自動車公害防止対策	◆急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。	◆給油等の機会を利用して、タイヤの空気圧の点検を行い、燃費の向上を図る。
		◆エアコンの使用は控えめにする。
その他の取組	◆廊下等については、利用箇所の実態や照度の確保等を勘案した上で、不要な照明の間引きや消灯を行う。	◆自動販売機の設置台数の見直しに加え、省エネ型への転換や稼働時間の短縮、消灯等の適正な運転管理を設置者に要請する。
		◆深夜電力の活用が有効な場合は、深夜電力利用機器の導入に努める。
		◆照明灯の新設・維持管理に当たっては、上空への漏光が少なく、省エネルギー型ランプ(ナトリウム灯、LED灯等)の採用に努める。
		◆上記の他、さらなるエネルギー使用の合理化が図られるよう、可能な限り、設備・機器の導入、設備等の改修、運用改善等の省エネルギー対策に努める。
		◆施設の改築・再整備に際しては、既存植生・既存樹木の保存・活用・再利用に努める。
		◆岡山市が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、岡山市が後援等をする民間団体等のイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

今後の温室効果ガス排出量の削減のためには、職員一人ひとりの環境意識の向上と取組の徹底がますます必要となってくることからも、組織の特性に応じて、課題のある項目を所掌する担当員を任命し、取組率の向上を図るための具体的な手順を定め、それを職場全体に周知する等の対策を強化していく必要があります。

一方、各課等における取組項目数については、岡山市環境保全行動計画の推進手順で定められている10項目以上取り組んでいる課等は、全体の98%と良好に実施されています。(図54参照)

図54 各課等での取組項目数



(3) 「岡山市もったいない運動」の取組状況

本市では、「もったいない」を合い言葉として、全職員と市民、事業者が参加と協働により、環境に配慮したライフスタイルや環境保全活動の輪が市内全体に広がっていくことを目指す、「岡山市もったいない運動」を推進しています。

令和5年度においては、次の各事項に取り組むことにより、市役所自身の環境保全行動の一層の徹底を図りました。

① 「もったいない運動」の取組強化

各課等の単位で、エネルギー・コピー用紙使用量及び可燃ごみ排出量の、月単位での把握・記録・報告を行い、自主的に資源・エネルギーの削減を行う取組を「もったいない運動」として、平成19年度より行っています。従来はすべての組織・施設における取組強化を先導するため、重点的に推進体制の強化を図る施設（重点取組施設）として本庁舎、分庁舎及び保健福祉会館並びに温室効果ガス排出量の多い18施設を指定して取組を行って来ました。

平成22年度から、この取組を市役所の全ての組織に拡大し、取組の強化を行っています。

また、平成30年度から、とくに増加傾向にあるコピー用紙使用量の削減を推進するため、定期的の使用量を確認し、都度、使用方法の見直しを行うこととしました。

② 庁内放送による啓発

庁内放送によって、5月からのクールビズ、11月からのウォームビズによる省エネルギーを徹底するよう職員に呼びかけました。

(4) 組織や項目別の主な取組

① ESCO事業

ESCO事業は、市有施設での省エネルギーを推進する有効な手法と考えられ、平成21年度に実施した岡山市ESCO事業導入可能性調査に基づき、岡山ふれあいセンターで事業を実施することに決定し、事業者の公募及び選定を行いました。平成23年度に改修工事を行い、平成24年4月からサービスを開始しています。令和3年度の実績報告として、エネルギー使用量を29.9%削減、光熱水費を17,850(千円)削減しました。また、会陽の里においても、平成24年度に事業者との契約、改修工事を実施しました。

② グリーン購入

岡山市では、環境物品等の購入を積極的に推進することにより、市自らが発生させる環境負荷を低減させ、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指すため、平成14年度に「グリーン購入基本方針」を策定し、特定調達品目及びその判断基準等の見直しを毎年度行っています。

③ 市有施設における再生可能エネルギー導入状況

岡山市では平成28年度に「第2次岡山市環境基本計画(改訂版)」を策定し、市有施設への太陽光発電システムの設置件数を成果指標に設定しています。市有施設への率先導入による「見える化」を図り、太陽光エネルギーの普及をめざしています。令和5年度末における再生可能エネルギーの導入件数は、130件となっています。

④ 職員の環境意識の向上

(様々な機会、手法による情報提供に努めた)

職員一人ひとりの環境意識の向上のため、次の事項に取り組みました。

- ア. 省エネや省資源等の取組強化に関する庁内放送の実施
- イ. 庁内LANを利用した環境行動に関する情報の提供
- ウ. 職員階層別研修時における環境保全研修の実施(新規職員研修)
- エ. 各課等の推進員等を対象とした全庁的な環境保全研修の実施
- オ. 職員を対象としたエコドライブ講習会の実施

～【参考】～

各局室において取り組むべき環境保全行動の実施に関する指針

●危機管理室

- 1 OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。
- 2 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 3 夏季にはブラインドなどにより日射をさえぎり、冬季には自然光を積極的に取り入れる。
- 4 「市有施設において職員が使用した弁当容器の処分方針」に基づき、リターナブル容器を利用する。
- 5 急発進・急ブレーキ・空ぶかし・不要物の積載防止等、エコドライブに努める。
- 6 雑紙も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。

●市長公室

- 1 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- 2 各職場の最終退出者は必ずすべてのOA機器の電源断、照明器具の消灯を確認し退出する。
- 3 複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2 in 1印刷とする。
- 4 文書のやりとりには、庁内LAN（掲示板・ライブラリ・E-mail）を積極的に活用し、むやみなプリントアウトを避ける。
- 5 目的地や走行経路の渋滞状況を勘案し、合理的な走行ルートを選択に努める。

●総務局

- 1 クールビズやウォームビズを励行するとともにブラインドやカーテンを適切に利用し、冷暖房効果を高める。
- 2 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- 3 ミスコピーの防止に努め、複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2 in 1印刷とする。
- 4 コピー・プリンター用紙を使用する際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 5 封筒等の事務用紙製品・ファイル類・文房具及び事務用品等の購入は、リサイクル製品や再生材を使用している製品を積極的に購入する。
- 6 急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。

●政策局

- 1 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で両面コピー、両面印刷、2 in 1印刷とする。また、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 2 雑紙も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。
- 3 使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行う

●財政局

- 1 昼休み・残業時は、必要箇所以外の照明を消灯し、不要なOA機器の電源を切る。
- 2 コピー用紙使用量を削減するため、印刷する際は原則として両面コピー・両面印刷・2 in1印刷とし、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を利用する。
- 3 スチール・アルミ缶・ペットボトル、ビン及び雑誌も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。
- 4 使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行う。
- 5 急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。

●市民生活局

- 1 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- 2 健康に支障のない限り、近くの階は階段を使用し、エレベーターの使用を抑制する。
- 3 コピー・プリンター用紙を使用する際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 4 文書管理システム等によりペーパーレス化を推進するとともに、電子化の徹底により資料の共有化を図る。
- 5 分別回収ボックスを事務室等に適切に配置し、スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビン及び雑紙も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。

●市民協働局

- 1 室内の電気等の使用量削減を目指し、就業前後・昼休み等の不要な照明を消灯し、パソコンの電源を切るなどの省エネルギー対策を徹底する。
- 2 購入する事務用品及び外注印刷物等については、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- 3 コピー用紙使用量削減に向け、両面コピー、裏面活用、コピー機設定の確認等の省資源対策を徹底する。
- 4 ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に努める。
- 5 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時季に合わせた服装にする。

●北区役所

- 1 コピーや印刷物等は、業務に支障のない範囲で両面コピー・両面印刷・2 in1印刷や使用済み用紙の裏面を使用する。
- 2 残業時等は、執務室内の未使用スペースの照明を消灯し、不要なOA機器の電源を切る。
- 3 クールビズやウォームビズ等、時季に合わせた服装にする。
- 4 売店等で物品を購入する際は、マイバッグを持参し、レジ袋等の使用を控えるよう努める。

●中区役所

- 1 両面コピーや不要になった用紙の裏面活用をしたり、会議にはプロジェクターを活用したりするなど、コピー用紙使用量の削減を図る。

- 2 ノーネクタイや重ね着といった”COOL BIZ（クールビズ）”や”WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- 3 近距離の出張は、自転車や徒歩により行う。市外出張は公共交通機関等を利用するよう努める。
- 4 マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする。
- 5 環境に優しいリサイクル品の購入。

●東区役所

- 1 始業前、昼休憩等に照明を消す。
- 2 両面印刷、2 in1印刷、裏面再利用等によりコピー用紙の使用量節減に努める。
- 3 ごみの分別を徹底する。
- 4 クールビズやウォームビズ等、時季に合わせた服装にする。

●南区役所

- 1 省エネルギー
 - ・昼休み、残業時において、不要なスペースの照明は支障のない範囲で消灯する。
 - ・施設の冷暖房については、利用者に配慮しながらも、過度な運転にならないように温度管理を行う。
 - ・クールビズやウォームビズ等、時期に合わせた服装にする。
- 2 省資源
 - ・用紙使用量の削減のため、両面コピーや不要になった用紙の裏面活用を積極的に使用する。
- 3 公用車による自動車公害防止対策
 - ・公用車利用の際は、不要なアイドリングを停止・急発進・急ブレーキ等、エコドライブに努める。
- 4 職員の意識向上
 - ・各職員が日常的に環境保全に対する取り組みを意識するように、各職場において、朝礼、掲示等による周知を行う。

●保健福祉局

- 1 省エネルギー対策
 - ・庁舎、施設でのエネルギー使用量の節減に努める。
具体例・・・不要な照明の消灯、使用後のOA機器等の電源断。時間外勤務の縮減に努める。
各施設や設備等の管理している部署は、一層の運転方法の改善を図る。
クールビズやウォームビズ等、時季に合わせた服装にする。
健康に支障のない限り、近くの階は階段を利用する。
窓や出入り口の開放禁止などにより、冷暖房効果を高める。
- 2 省資源対策
 - ・事務、事業活動を行う中で、紙、消耗品等の使用の削減に努める。
具体例・・・両面コピー、裏面コピーによるコピー用紙使用量の削減
文書管理システムの電子起案を利用し、ペーパーレス化の推進
文具消耗品の適切な在庫管理を行い、余分な在庫を保管しない。
文具消耗品は必ず使い切るようにする。
物品を購入する際は、マイバッグ持参を心掛ける。

3 廃棄物対策

- ・庁舎、施設で発生する廃棄物の削減に努める。
具体例・・・分別回収、リサイクル回収、不用品活用掲示板の活用
備品は、修繕等により、長時間利用を心掛ける。
弁当は、リターナブル容器を利用する。

4 もったいない運動に基づく取組強化・徹底

- ・コピー用紙使用量の確実な把握
具体例・・・重点取組施設は、システムへの確実な入力。それ以外の部署は、調査票への確実な入力。
コピー用紙が増加している場合は、その理由を点検

●岡山っ子育成局

1 省エネルギー対策

- ・特に配慮が必要な施設等を除き、原則、庁舎等の空調の温度管理は、冷房28℃、暖房19℃を目安とし、クールビズやウォームビズを励行する。
- ・昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- ・健康に支障のない限り、近くの階は階段を使用し、エレベーターの使用を抑制する。

2 省資源対策

- ・複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2in1印刷とする。
- ・コピー・プリンター用紙を使用する際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- ・紙類専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。

3 廃棄物対策

- ・マイカップ・マイボトル・マイ箸を使い、ごみを減らす。

4 グリーン購入対策

- ・文房具及び事務用品等の購入は、再生材を使用している製品を積極的に購入する。

5 公用車による自動車公害防止対策

- ・不要なアイドリングの停止を徹底する。
- ・急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。
- ・近距離の移動は、自転車や徒歩により行う（片道2km以内）。

●環境局

- 1 執務室の照明は、始業前、昼休み、残業時等において、不要なものは消灯するとともに、OA機器不使用时の電源の切断をする。また、最後に退出する者は、電気の消灯等の確認をするなど節電に努める。
- 2 コピー機等使用に際しては、ミスコピーの防止に努め、両面コピーを原則とし、コピー用紙の節約に努める。プリンター印字では、事務的にさしつかえない場合は、使用済み用紙の裏面に印字し、紙を無駄にしないように努める。

- 3 文房具及び事務用品等の購入は、使い捨ての製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行う。
- 4 ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものがごみとして排出されないようにする。
- 5 自動車の運転については、経済速度を遵守し、不要なアイドリングを停止し、急加速急発進等を行わないで、無駄な燃料の消費を避けることはもちろん、仕業点検等により、常に公用車を良好な状態にすることにより、排気ガス等の排出を抑制するよう努める。

●産業観光局

- 1 クールビズやウォームビズなど、時季に合わせた服装を心がける。
- 2 昼休み、残業時等の不要な照明の消灯、OA機器不使用時の電源の切断により節電に努める。
- 3 ミスコピーの防止に努め、可能な限り両面コピー、両面印刷及び使用済み用紙の裏紙使用を実施する。
- 4 会議資料の簡素化、資料の電子化、ファイリングシステムによる資料の共有化で省資源対策に努める。
- 5 事務用品等の購入時には、再生材を使用しているものやリサイクル可能な製品を積極的に購入する。
- 6 車の運転時には不要なアイドリングを停止し、経済速度による走行に努める。
- 7 事務用品の無駄遣いをせず、最後まで利用する。また、丁寧に扱い、長期再利用に努める。

●都市整備局

- 1 省エネルギー対策
 - ・昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- 2 省資源対策
 - ・複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2in1印刷とする。
- 3 廃棄物対策
 - ・家庭や外食での食べ残しをなくし、食品ロスを減らす。
- 4 公用車利用対策
 - ・急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。
- 5 その他の取組
 - ・廊下等については、利用箇所の実態や照度の確保等を勘案した上で、不要な照明の間引きや消灯を行う。

●下水道河川局

- 1 省エネルギー対策
 - ・昼休み・残業時間等の不要な照明の消灯を徹底するとともに、廊下等については、不要な照明の間引きや消灯を行う。また、近くの階への移動については、階段利用を奨励する。
 - ・OA機器電源の不使用時におけるこまめな切断を行う。
 - ・水処理施設等の改築や運転の効率化による省エネルギーを推進する。

2 省資源対策

- ・コピー用紙使用量の削減に向け、両面コピー、裏面コピー、コピー機設定の確認等の省資源行動を徹底する。

3 廃棄物対策

- ・雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別・リサイクルを徹底する。
- ・市有施設において職員が使用する弁当容器は、リターナブル容器とする。
- ・下水汚泥のリサイクルを徹底する。

4 自動車公害防止対策

- ・公用車の経済的・効率的利用を図り、公共交通機関の利用が合理的な時はこれによるとともに近距離の出張は、自転車や徒歩により行うよう努める。

●会計管理室

- 1 昼休みや残業時に、執務室の不要な照明・OA機器の消灯に努める。また、執務室の最終退出者は、消灯確認を行う。
- 2 原則、両面コピーとする。積極的に裏紙を再利用し、印刷前のプレビュー確認によりミスプリントの防止に努める。
- 3 グリーン購入法に適合する事務用品の購入に努める。
- 4 リサイクル可能なごみの分別を徹底する。

●水道局

- 1 特に配慮が必要な施設等を除き、原則、庁舎等の空調の温度管理は、冷房28℃、暖房19℃を目安とし、クールビズやウォームビズを励行する。
- 2 OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。
- 3 コピー機の使用時の確認と使用後のリセットなどによりミスコピーの防止に努めるとともに、印刷ミスを防ぐため、パソコンから印刷する際には、プレビュー画面で確認する。
- 4 分別回収ボックスを事務室等に適切に配置し、スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビン及び雑紙も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。
- 5 OA機器や家電製品、自動車等を廃棄物として処理する際は、関係法令の規定に基づき、適正に処理・リサイクルを行う。
- 6 急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。

●市場事業部

- 1 太陽光発電システムの設置、LED照明への変更（ローエナジー管理棟）の効果を最大限に発揮するため、省エネルギーに配慮して、時期に合わせた服装をし、不要なLED照明の消灯、OA機器不使用時の電源切断等により、更なる節電に努める。
- 2 ミスコピーの防止に努め、可能な限り両面コピー、両面印刷を実施する。また、古紙パルプ配合率が高い再生紙を積極的に使用する。
- 3 ゴみの分別・リサイクルをより一層推進する。
- 4 電気自動車を優先的に使用するほか、公用車の運転時にはエコドライブによる走行に努める。また、電気自動車急速充電器（無料、24時間充電可能）の利用促進PRを行い、電気自動車普及に貢献する。

●消防局

- 1 昼休み・夜間において消灯・OA機器の電源を切る等、省エネルギー対策に努める。
- 2 ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に努める。
- 3 印刷物の作成は必要最低限とし、両面コピー・裏面活用し、省資源行動に努める。
- 4 公用車の運行に際しては、不要なアイドリングを停止し、燃料消費量の抑制に努める。
- 5 文房具・事務用品は、責任者が適切な在庫管理を行い、使用者は必ず使い切る。

●議会事務局

- 1 議会棟内の電気等の使用量削減のために、就業前後・昼休み等の不要な照明の消灯を出来る限り実施する。
- 2 事務局内において、コピー・印刷のために使用する用紙量の削減のために、両面コピーや裏面活用の励行、事前に必要部数の確認を行い無駄なコピー等を行わないようにするなど、省資源化に向けた努力を日常的に実施する。
- 3 古紙・段ボールなどの再資源化が可能なものの分別や、缶やビンのリサイクル回収を徹底し、局内で発生する廃棄物総量の削減を目指す。
- 4 省エネ運転の励行や、可能な限りの公共交通機関等の利用により、自動車による公害を極力防止する。
- 5 環境に関する研修会等の機会の積極的な活用、職員個々の自己研鑽による環境情報の会得など、職員の環境意識の向上に向けた取り組みを推進する。

●選挙管理委員会事務局

- 1 省エネルギー対策の取り組み
 - ・昼休み、事務室内の未使用スペースの照明の消灯、パソコンの電源を切る。
- 2 省資源対策の取り組み
 - ・ミスコピーやミスプリンターの防止に努める。
 - ・コピーの使用を極力抑える。
- 3 廃棄物対策の取り組み
 - ・雑紙に分類処理できる紙ゴミのリサイクル回収を徹底する。
- 4 グリーン購入対策の取り組み
 - ・事務用品の購入時に、古紙パルプ配合率やリサイクル度を確認して利用する。
- 5 公用車による自動車公害防止対策の取り組み
 - ・目的地が近距離ならば、なるべく公用自転車を利用する。
 - ・停車時は必ずエンジンを切る。
- 6 職員の環境意識の向上の取り組み
 - ・環境保全の情報を職員に周知し、環境意識の共有化を図る。

●監査事務局

- 1 昼休み、就業時間外の事務室内の照明は消灯する。
- 2 クールビズ、ウォームビズを自ら励行する。
- 3 複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2in1印刷とする。また、会議資料等は必要部数のみ印刷する。

- 4 コピーやプリンタ用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 5 省エネルギー対策・省資源対策等、環境保全への取り組みに努め、職員の環境意識向上を図る。

●人事委員会事務局

- 1 執務室内の照明は、昼休みや業務終了後、業務に支障がある場合を除き消灯し、節電に努める。
- 2 「ノー残業デー」を徹底し、就業時間以降の消灯、節電に努める。
- 3 専用の回収ボックスを設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙を収集し、リユースやリサイクルに努める。
- 4 雑紙などの資源化物の分別を徹底する。
- 5 文房具及び事務用品等の購入は、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- 6 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。

●農業委員会事務局

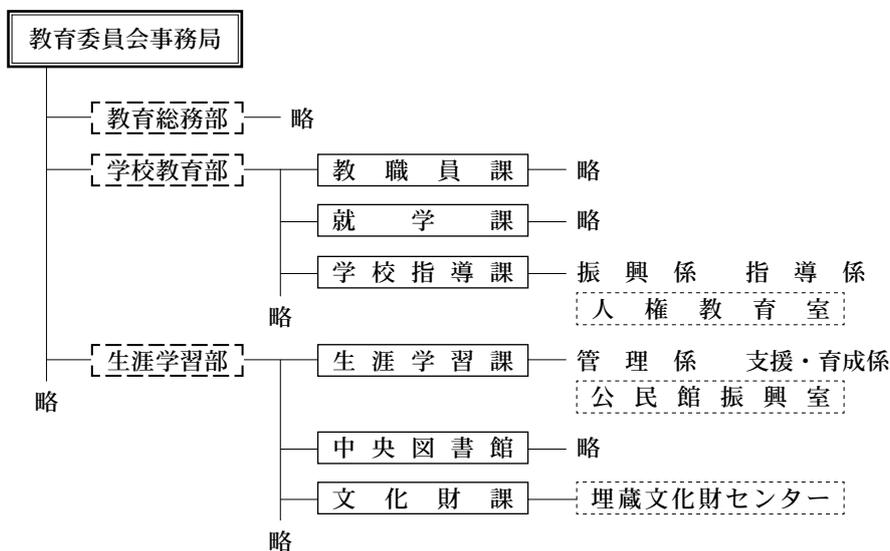
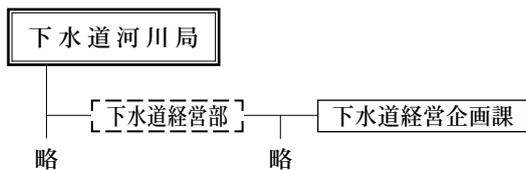
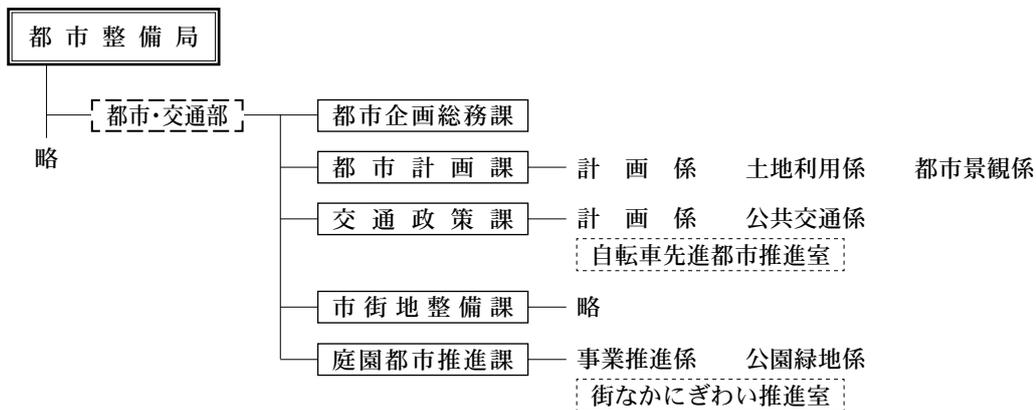
- 1 ごみの分別を徹底し、雑誌などの資源化物がごみとして排出されないようにする。
- 2 昼休み・残業時の不用な照明の消灯等、節電を徹底する。
- 3 コピーや印刷物の作成に際しては、両面コピー、両面印刷に努めるほか、使用済み用紙の裏面活用やミスコピー紙のリサイクルなど、省資源を徹底する。

●教育委員会

- 1 省エネルギー
 - ・執務室の照明は、昼休み・残業時において、不要な箇所は消灯する。
 - ・出先施設の冷暖房については、利用者に配慮しながらも、過度な運転にならないように温度管理を行う。
- 2 省資源
 - ・用紙使用量の削減のため、両面コピーや不要になった用紙の裏面活用を積極的に行う。
 - ・印刷前のプレビュー確認を行うなど、ミスコピー防止に努める。
 - ・文具等の消耗品については、課ごとに一括管理するとともに、使い切るまで使用を徹底する。
- 3 職員の意識向上
 - ・各職員が日常的に環境保全に対する取り組みを意識するように、各職場において、朝礼・掲示等による周知を行う。

資料編

1. 環境保全行政組織・機構（令和7年4月1日現在）
2. 市有施設太陽光発電設備等設置状況一覧
3. 市域の温室効果ガス排出量
4. 環境保全年表
5. 用語解説



○ 備考

機構図中

は局相当組織を、 は部相当組織を、 は課相当組織を、
 は課内室相当組織を、枠無しは係相当組織をそれぞれ表す。

2. 市有施設太陽光発電設備等設置状況一覧

(1) 太陽光発電設備

施設名	設置年度	出力(kW)	令和6年度 発電量(kWh)
上道学校給食センター	H5	10.0	7,784.1
城東台小学校	H10	4.6	-
中山認定こども園	H14	5.2	-
御津郷土歴史資料館・交流プラザ	H14	30.0	7,599.0
福祉交流プラザ建部	H14	3.2	3,431.7
ウエルポートなださき	H15	3.3	4,102.3
中央小学校	H17	3.3	-
灘崎認定こども園	H19	10.0	-
錦認定こども園	H19	10.0	10,338.0
おもちゃの宿(めだかの学校内)	H19	12.9	11,554.0
竹枝小学校	H19	19.1	18,474.1
建部町B&G海洋センター	H19	18.6	18,474.9
ほのぼの荘	H19	12.9	13,547.0
ほのぼの荘(旧 福寿苑)	H19	9.2	10,081.0
西消防署	H20	10.0	-
西大寺緑花公園 百花プラザ	H20	20.0	-
南方岡山中央認定こども園	H21	10.0	10,972.0
市庁舎低層棟	H21	20.0	17,159.0
三野浄水場	H22	30.0	36,867.0
中消防署	H22	10.0	6,960.8
西小学校	H22	3.5	1,872.0
岡北中学校	H22	5.1	6,560.0
吉備中学校	H22	5.1	5,964.0
操南中学校	H22	5.1	5,481.0
富山中学校	H22	5.1	-
旭東中学校	H22	5.1	-
上道中学校	H22	5.1	6,337.0
妹尾中学校	H22	5.7	935.0
芳泉中学校	H22	5.1	6,849.0
芳田中学校	H22	5.1	-
藤田中学校	H22	5.1	-
福浜中学校	H22	5.3	-
福渡保育園	H22	10.0	11,113.0
岡山後楽館中・高等学校	H23	20.0	12,200.7
建部町文化センター	H23	30.0	41,349.5
中央卸売市場	H23	40.0	55,631.0
福島コミュニティハウス	H23	5.0	6,570.0
今出張所	H23	5.0	735.0
瀬戸中学校体育館	H23	3.7	1,900.0
瀬戸町図書館	H23	4.0	4,314.0
金川地区コミュニティハウス	H24	5.0	6,400.1
ウエルポートなださき	H24	10.0	11,129.0
太伯認定こども園	H24	10.0	10,612.0
東部クリーンセンター(事務所棟)	H24	40.0	36,444.0
神崎緑地プラザ	H24	4.0	4,972.6
浅越スポーツパーク	H24	10.0	10,893.0
御南中学校	H24	5.0	-
建部認定こども園	H24	10.0	12,104.0
古都コミュニティハウス	H25	5.0	7,154.0
南区役所	H25	20.0	25,184.4
西ふれあいセンター	H25	15.3	20,508.0
六区保育園	H25	10.0	8,703.0
番町分署	H25	15.0	19,892.0
福島小学校	H25	9.5	8,025.4
あしもり学園 岡山市立足守中学校	H25	5.2	6,008.9
適応指導教室トラングラー宮	H25	14.0	18,478.0
高田コミュニティハウス	H25	9.6	10,073.3
山上環境啓発施設	H26	11.0	12,030.6
北ふれあいセンター	H26	20.0	25,516.0
旧足守分室	H26	10.5	14,056.0
東区役所	H26	20.0	27,909.0
たけべ八幡温泉	H26	10.0	12,630.0

施設名	設置年度	出力(kW)	令和6年度 発電量(kWh)
西大寺小学校	H26	45.5	50,525.0
伊島小学校	H26	35.5	35,189.0
芳田小学校	H26	35.5	13,510.0
瀬戸中学校	H26	40.0	53,522.0
西部リサイクルプラザ	H26	150.0	166,838.0
承芳ふれあい広場	H26	31.6	-
瀬戸町カヌー艇庫	H27	28.6	-
建部浄化センター	H27	47.6	-
南ふれあいセンター	H27	10.0	12,391.0
北消防署	H27	10.0	13,958.0
竜之口小学校	H27	15.5	13,680.0
操山中学校	H27	25.5	3,430.0
吉備公民館	H27	20.0	19,705.3
山上最終処分場	H27	2000.0	-
中区役所	H28	20.0	25,789.4
駅元町北自転車駐車場	H28	20.0	25,629.0
水道局本庁舎	H28	20.0	28,241.4
北消防署建部出張所	H28	5.5	6,318.0
西消防署高松出張所	H28	10.0	10,778.4
西小学校	H28	40.0	45,093.0
岡北中学校	H28	35.0	40,786.0
桑田中学校	H28	45.0	56,839.0
岡輝中学校	H28	45.0	53,245.0
灘崎コミュニティハウス	H28	3.6	4,216.2
追川コミュニティハウス	H28	3.3	4,009.8
岡西公民館	H28	13.8	-
岡輝公民館	H28	28.9	-
一宮公民館	H29	12.6	-
鹿田小学校	H29	45.5	54,241.0
小串小学校	H29	10.0	6,860.5
甲浦認定こども園	H29	10.0	11,139.0
興除認定こども園	H29	5.0	5,122.2
福田地域センター	H29	10.0	9,719.5
伊島認定こども園	H30	10.0	12,044.0
高島小学校	H30	4.1	10,595.3
操山公民館	H30	10.0	12,350.7
岡東浄化センター	H30	617.0	809,216.0
東山斎場	H30	20.0	26,186.5
岡山市営駅南駐車場(待合所)	R1	3.0	294.0
宇野認定こども園	R1	10.0	9,050.0
今認定こども園	R1	10.0	7,845.1
鹿田認定こども園	R1	10.0	12,660.0
旭竜認定こども園	R1	5.0	4,708.0
竹枝コミュニティハウス	R2	3.5	4,214.7
中消防署倉田出張所	R2	5.0	6,315.0
千種認定こども園	R2	5.0	3,074.2
陵南認定こども園	R2	5.0	6,805.5
七区コミュニティハウス	R2	4.0	5,490.0
児島地域センター	R3	4.0	3,303.3
平福コミュニティハウス	R3	3.4	4,450.2
南消防署	R3	10.0	13,496.1
岡山北斎場	R3	20.0	26,478.2
上道公民館	R3	10.0	7,362.4
北長瀬未来ふれあい総合公園管理棟	R3	5.0	2,459.8
北長瀬未来ふれあい総合公園立体駐車場	R3	5.3	5,687.5
庄内認定こども園	R4	5.0	6,499.6
妹尾認定こども園	R4	5.0	6,958.0
一宮地域センター	R4	3.4	3,219.5
岡山市立山南学園	R4	10.0	14,758.5
興除地域センター	R4	5.0	3,301.8
弘西コミュニティハウス	R4	5.2	6,862.0
中央卸売市場 青果棟南荷捌場	R5	30.0	-

施設名	設置年度	出力(kW)	令和6年度 発電量(kWh)
中央卸売市場 水産棟南荷捌場A	R5	20.0	28,349.0
中央卸売市場 水産棟南荷捌場B	R5	20.0	28,349.0
政田開成認定こども園	R5	5.0	7,770.6
浦安芳泉認定こども園	R5	5.0	7,650.4
藤田児童館	R5	5.2	7,598.0

施設名	設置年度	出力(kW)	令和6年度 発電量(kWh)
旭東浄水場 浄水池	R5	612.0	710,602.0
仁愛館 北館	R6	3.0	2,617.0
西大寺認定こども園	R6	30.0	-
消防教育訓練センター水難救助訓練施設	R6	9.9	2,899.7

(2) その他発電設備

施設名	設置年度	出力(kW)	令和6年度 発電量(kWh)
東部クリーンセンター	-	12,100	43,403,130
岡南環境センター	-	1,700	施設廃止
当新田環境センター	-	1,960	10,132,850
西大寺小水力発電所	H26	110	549,368
岡南事業所	R4	25	16,440

3. 市域の温室効果ガス排出量

(単位: 千t-CO₂)

区分		2021年度 (確定値)	2022年度 (暫定値)	増減量	増減率
二酸化炭素	産業部門	2,172	2,219	47.6	2.2
	民生家庭部門	630	601	△ 29	△ 4.7
	民生業務部門	743	762	19	2.5
	運輸部門	1,104	1,133	28	2.6
	廃棄物部門	131	143	12	8.9
小計		4,781	4,858	77	1.6
メタン		91	89	△ 2	△ 2.4
一酸化二窒素		48	47	△ 1	△ 1.8
代替フロン等4ガス		321	318	△ 3	△ 0.9
小計		460	454	△ 6	△ 1.3
合計		5,241	5,312	71	1.4

※ 端数処理の関係上、合計や小計の値が、各項目の合計値と一致しない場合があります。

4. 環境保全年表

昭和	36.	岡山市公害対策審議会設置	
	39.	衛生部保健衛生課に公害係設置	
	41.	「岡山市公害防止条例」制定、公害審議会設置	
	44.	「騒音規制法」の指定地域となる	
	45.	衛生局に公害課設置 岡山市公害対策本部設置 大気汚染測定局稼動開始	
	46.	「岡山市緑化条例」制定	
	47.	「岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行	
	48.	主要工場等と公害防止協定締結開始 「岡山市公害防止条例」全面改正 正儀・江並・上南・興除測定局を県センターに接続し、テレメータ化	
	49.	「岡山市公害防止条例の規制基準等に関する規則」制定	
	50.	「悪臭防止法」の指定地域となる	
	52.	岡山市大気汚染監視センター設置 大気汚染測定局7局を本市センターに接続し、テレメータ化 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域あてはめ	
	53.	自動車排出ガス測定局稼動開始 「振動規制法」の指定地域となる 「岡山市中小企業公害防止施設補助金交付要綱」施行	
	54.	「新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策助成事務に関する協定」を国鉄と締結	
	57.	宝伝海水浴場が「自然海浜保全地区」に指定 環境水質自動測定局稼動開始	
	58.	発生源水質測定局稼動開始 気象観測局を金山から高倉山に移設	
	60.	雄町の冷泉が「名水百選」に選定 騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ（岡山市他9市1町） 児島湖が「湖沼水質保全特別措置法」の指定湖沼に指定され同法の政令市となる	
	62.	「児島湖流域清掃大作戦事業」開始（西川） 児島湖流域水質浄化推進員制度創設	
	63.	公害課から「環境保全課」に名称変更 「小型合併浄化槽設置整備補助事業」開始	
	平成	02.	岡山県合併処理浄化槽普及促進協議会設立
		03.	岡山市全域が「生活排水対策重点地域」に指定 「岡山市ごみ非常事態宣言」発令
		04.	「岡山市水辺環境計画」策定 「岡山市緑のマスタープラン」策定 「岡山市ホテルの里事業」開始 電気自動車導入（公害パトロールカー）
		05.	「岡山市一般廃棄物処理基本計画」策定 「岡山市都市緑化推進基本計画」策定 「騒音規制法」の環境基準の指定地域拡大（無指定地域を追加）
		06.	「曹源寺周辺環境整備事業」実施 「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「岡山県公害防止条例」及び「岡山県児島湖環境保全条例」の一部が市に事務移管

08.	<p>岡山市が「水の郷」に認定 「岡山市環境美化条例」公布 「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定 岡山市ごみ非常事態宣言解除 「瀬戸内海環境保全特別措置法」の政令市となる 「岡山市児島湖流域環境保全推進員ブロック会議（計5ブロック）事業」開始 岡山市環境計画策定協議会設置</p>
09.	<p>おまちアクアガーデン開園 西川・枝川用水路が「おかやまの清流」に選定される 「高島・旭竜地区エコミュージアムモデル事業」開始</p>
10.	<p>「岡山市環境基本計画」策定 岡山市公害対策本部を廃止し、岡山市環境基本計画推進本部を設置する 岡山市有害化学物質対策連絡会議の設置</p>
11.	<p>本市保健福祉会館が国の総合環境ゾーン・モデル事業の拠点施設のひとつに指定 「岡山市産植物目録」発刊 操山公園里山センター開館</p>
12.	<p>「岡山市自動車公害防止計画」策定 「岡山市環境保全条例」公布 岡山市環境保全審査会設置 「岡山市環境保全条例施行規則」制定</p>
13.	<p>「岡山市公害の規制基準等に関する規則」改正 保健福祉局から環境保全部門の移管を行い、環境保全課を廃止し、環境調整課及び環境規制課を設置 「環境パートナーシップ事業」開始 「岡山市環境保全行動計画（地球温暖化部門）」策定 エコボランティア事業アダプト・プログラム合同調印式の開催 ユネスコ加盟50周年記念事業「みんなで取り組む環境づくりおかやま」の開催 「吉備丘陵の白桃」（岡山市ほか）が「かおり風景100選」に選定 「岡山平野のスイゲンゼニタナゴ生息地」及び「永江川河口」が環境省選定「重要湿地500」に選定</p>
14.	<p>「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」制定 「岡山市グリーン購入基本方針」策定 「岡山市環境保全行動計画（全体）」策定 市民共同発電事業開始 「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例施行規則」制定 「西大寺門前地区環境再生施設整備事業」実施</p>
15.	<p>「岡山市地域新エネルギービジョン」策定</p>
16.	<p>「岡山市環境保全条例」を改正し、「生物多様性保全」、「緑の保全」追加 「市有施設において職員が使用した弁当容器の処分方針」策定</p>
17.	<p>「岡山市環境基本計画」改訂 環境づくり活動ステップアップ支援事業開始 山南、上南一般環境大気測定局、庭瀬、清輝自動車排出ガス測定局を廃止 岡山地域が「国連大学のRCE」に指定 「生物多様性保全基本方針」及び「自然環境配慮ガイドライン」策定 「岡山市景観基本計画」策定</p>

18.	五明一般環境大気測定局、西祖自動車排出ガス測定局を設置 環境規制課から「環境保全課」に名称変更、環境調整課を廃止 「悪臭防止法」に基づく規制方法を改正し、「臭気指数規制」施行 「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」策定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が市に事務移管
19.	「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」施行 「岡山市もったいない運動」実施
20.	環境保全課内に地球温暖化対策室を設置 「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」改訂 家庭ごみ有料化開始 「岡山市地域省エネルギービジョン」の策定 岡山市ホテルの里事業を発展させ、「身近な生きものの里事業」開始
21.	「住宅用太陽光発電システム設置費補助事業」開始 「公共施設のESCO事業導入可能性調査」実施 南方保育園太陽光発電システム稼働
22.	市庁舎太陽光発電システム稼働 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」施行 「電気自動車普及促進事業」開始
23.	「岡山市環境保全条例」を改正し、「第4章 環境の保全に関する審議会」追加 「岡山市環境総合審議会」、「岡山市公害対策審議会」、「岡山市自然環境保全審議会」設置 旧笹ヶ瀬環境水質測定局舎解体撤去 旧児島湖環境水質測定局舎児島湾土地改良区へ譲渡 「第2次岡山市環境基本計画」及び「岡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定
24.	騒音に係る環境基準の当てはめ地域を工業専用地域を除く市全域に拡大
26.	「ESDに関するユネスコ世界会議」関連会議として、「ESD推進のための公民館-CLC国際会議」「ユネスコスクール世界大会」「ユネスコESDユース・コンファレンス」 「第9回グローバルRCE会議」「教師教育に関する国際会議」開催 「持続可能な開発のための教育の推進に関する条例」施行
27.	「岡山ESDプロジェクト2015-2019基本構想」策定 岡山市がユネスコ「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」のキーパートナーの一つに認定 「住宅・事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業」開始
28.	環境情報センターが大気騒音係に統合 「岡山ESDプロジェクト」が2016年ユネスコ／日本ESD賞を受賞（日本国内で初受賞） 「岡山市生活排水対策推進計画（第二期）」策定 「岡山市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」策定 「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂）」策定 「岡山市生物多様性地域戦略」策定 「第2次岡山市環境基本計画（含地球温暖化対策実行計画）」策定
29.	岡山市がユネスコ学習都市賞を受賞（日本国内で初受賞） 旧今保環境水質測定局舎建物・土地売却
30.	岡山市が「SDGs未来都市」に選定

令和 元. 02. 03. 04. 05. 07.	<p>高倉山気象観測局の廃止 「岡山市環境保全行動計画（第Ⅲ期）」策定 「岡山市環境影響評価条例」施行 御津一般環境大気測定局で測定開始 「世界首長誓約／日本」に署名 岡山連携中枢都市圏の市町と共同で「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」発表 「第2次岡山市環境基本計画」「岡山市地球温暖化対策実行計画」改訂 「再エネ100宣言 Re Action」への参加及びアンバサダーへ就任 「生物多様性保全の推進に関する連携協定」を公益財団法人岡山県環境保全事業団と締結 「岡山市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」改定 「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定 「岡山市海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定 青江自動車排出ガス測定局の廃止 環境保全課内の地球温暖化対策室が課として分離し、ゼロカーボン推進課を設置 「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加 「岡山市脱炭素ロードマップ」策定 「岡山市環境基本条例」制定</p>
---	---

5. 用語解説

【ア】

・アダプト

市民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子（英語で adopt）とみなし、定期的に清掃や緑化活動を行う活動。

・RCE（持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点）

国連大学が持続可能な開発のための教育（ESD）を推進するために提唱している活動の一つ。公的・非公的機関のネットワークによりESDを推進するモデルとなるもの。2005年（平成17年）6月に開催された「国連大学－ユネスコグローバルセッションと持続可能な未来のための教育会議」で岡山など世界7地域が最初に認定された。

（平成25年現在：117地域）

・ESD（持続可能な開発のための教育）

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルによる環境悪化や貧困の増大など弊害を招いた開発を反省し、将来にわたって、また地球規模の視点においても、あらゆる人々が自然環境などと共存できる持続可能な社会の達成を目指す教育のこと。

・石綿（アスベスト）

天然に産する鉱物群のうちで、高い抗張力と柔軟性をもつ特異な繊維状集合をなすもの。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の工業上の諸特性に優れているため、建材、電気製品、自動車などに利用されてきた。吸引により中皮腫等の健康被害を引き起こすとして規制されている。大気汚染防止法でいう石綿は以下の6種類である。クリソタイル（温石綿・白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト（直閃石綿）、トレモライト（透角閃石綿）、アクチノライト（陽起石綿）。

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の固形状または液状の廃棄物。

市民の日常生活に伴うごみ、くみ取りし尿などの生活系廃棄物の他、事業系ごみの中で産業廃棄物に規定されない廃棄物。

・岡山市身近な生きものの里

身近な自然を大切にする地域づくりを目的として、「岡山市ホタルの里」事業を発展させ、平成20年度から行っている事業。環境保全活動を行っている地域を「身近な生きものの里」に認定し活動支援等を行っている。

・SDGs（持続可能な開発目標）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

・オゾン層

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、われわれ生物を守っている。冷媒、洗剤、発泡剤などに使用されるCFC（いわゆるフロン）、HCFCなどオゾン層破壊物質は、いったん環境中に放出されると、成層圏まで達し、そこで強い紫外線を浴びて塩素を放出してオゾン層を破壊する。

その結果、地上に達する有害紫外線の照射量が増加し、皮膚がんの増加、生態系への悪影響などが生じるおそれがある。そのためモントリオール議定書により、CFCなどオゾン層破壊物質の生産は中止されたが、過去に生産された物質が相当量残されており、これらの回収が課題となっている。

【カ】

・外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系に係

る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに防除等を行うことで、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とし、平成16年6月に制定され、平成17年6月から施行された。

・環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

・環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握・解析すると同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

・環境基本法

環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。

・環境基準

環境基本法第16条第1項により「人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」とされ、環境改善のための行政目標である。

・環境資源

暮らしを支える資源サービスとして環境の恵み

を把握し、資源の持続で公平な供給と維持をめざす試みからみた場合の環境要素。

・環境大気常時監視

大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を継続的に測定すること。環境基準が設定されている二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）、二酸化窒素（NO₂）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）のほか、OxやPM_{2.5}の生成原因となる非メタン炭化水素（NMHC）について測定を実施している。

・環境マネジメントシステム

正常な市場経済活動を維持しつつ環境保全を進めるため、企業が自主的判断により行う環境対策のシステム。環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14000シリーズ、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21などがある。

・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された国連の組織。各国の政府から推薦された科学者の参加のもと、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を、政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。

・規制基準

排ガス、排水、騒音値及び振動値などの規制が適用される事業場に対し、事業者等が遵守すべき基準として定められたものである。

・京都議定書

1997年（平成9年）12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択した、地球温暖化防止のための国際的な枠組。先進国に対する温室効果ガス排出量の削減目標値などが定められた。気候変動に関する国際連合枠組

条約締約国の1990年（平成2年）における二酸化炭素総排出量のうち、55%以上を占める55か国以上の締約国が批准、承認等行った後、90日目に発効される。2005年（平成17年）11月にロシアが批准したことにより、要件が満たされ、2006年（平成18年）2月に発効した。

・区域の指定の解除

要措置区域等の指定は、区域に指定された際の事由がなくなったときにはその指定が解除される。要措置区域において、汚染の摂取経路の遮断が行われた場合は、要措置区域の指定が解除され、形質変更時要届出区域に指定される。形質変更時要届出区域の指定が解除されるためには、基準に適合しない土壌が区域内に存在しなくなる必要がある。

・形質変更時要届出区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、土壌汚染の摂取経路がない区域。健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は不要な区域。ただし、土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事等に届出の義務がある。

・公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供する水路。環境基準としては、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が定められている。

【サ】

・酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる酸性の降下物で、通常pH（水素イオン指数）5.6以下の雨が酸性雨とされている。欧米では、酸性雨によると

考えられる湖沼の酸性化や、森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。

・自然公園

昭和6年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。

・自然保護活動推進員

自然環境保全地区の生物多様性の保全を図るため、設置している。岡山市環境保全条例第29条の19に基づく。

・指定基準

土壌の汚染状態に関する基準として定められている基準で、土壌汚染状況調査の結果、この基準に適合しない場合は要措置区域等に指定される。地下水摂取などによるリスクからは土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準が定められている。

・指定調査機関

土壌汚染状況調査を行うために環境大臣又は都道府県知事によって指定された調査機関のこと。土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査は、指定調査機関のみが行うこととされている。

・種の保存法

正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5年4月に施行された。令和2年3月までに356種の国内希少野生動植物種が定められ、個体の捕獲及び個体等の譲渡し等が禁止されている。

・生活排水

炊事、洗濯、トイレ、入浴など日常生活に伴い

排出される水をいう。

・生態系

ある空間に生きている生物（有機物）とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。

・生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。

・絶滅危惧種

人為の影響の如何に係わらず個体数が異常に減少し、放置すればやがて絶滅すると推定されるもの。

・騒音レベル

音に対する人間の感じ方は音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベル（dB）で表す。実際には騒音計のA特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとしてデシベル（A）又はdB（A）で表示する。

【夕】

・ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性などの毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

・淡水魚

生活環の全部を淡水中で経過するか、少なくともある時期には必ず淡水域に入ってくるものを淡水魚といい、淡水域で生活することはあるが、それが必ずしもその種にとって必要のないものは周遊的淡水魚という。

・地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇することをいう。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書によれば、21世紀末までに地球全体の平均気温が0.3～4.8℃上昇すると予測されている。

・天然記念物

わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）で、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

・TEQ（Toxicity Equivalency Quantity：毒性等量）

ダイオキシン類は異性体によって毒性が異なるため、測定値そのままでは毒性の評価をすることが出来ない。そのため、2,3,7,8-TCDD（2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン）の毒性を1とした係数（毒性等価係数、TEF（Toxicity Equivalency Factors））を実測濃度に掛けた数値の合計のこと。

・特定有害物質

土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれのある有害物質として土壌汚染対策法施行令で定められた26物質のこと。第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）、第二種特定有害物質（重金属等）、第三種特定有害物質（農薬等）があり、物質ごとに土壌溶出量基準や土壌含有量基準が設定されている。

【ハ】

・パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択した、2020年以降の地球温暖化対策を定めた気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。1997年に採択された京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みであり、気候変動枠組条約に加盟する全196カ国全てが参加。

・ヒートアイランド

都市において、燃焼、冷暖房、自動車などの放熱や、大気汚染などの影響で周辺部との間に目立った温度差を生じる現象。

・PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下の小さな粒子のこと。

【ヤ】

・要請限度

自動車騒音や道路交通振動が、この限度を超えて発生した場合には、生活環境が著しく害されるおそれがあるため、公安委員会等に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができる限度のこと。

・要措置区域

土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、土壌汚染の摂取経路がある区域。健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域。

・要措置区域等

土壌汚染状況調査の結果、その土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が指定基準を超過した場合に、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定される。これら2つの区域を合わせて要措置

区域等という。

【ウ】

・緑化協定

岡山市環境保全条例に基づき、大規模な団地、工場などと敷地内緑化について協定を結んでいる。

・レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅の恐れのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元年に環境庁が日本版レッドデータブックを発表している。県内の野生生物の現状については、平成10年度から平成14年度までの5か年計画で調査検討し、平成14年度末に岡山県版のレッドデータブックを発刊、さらに、平成21年度末及び令和元年度末に、それぞれ改訂版を発刊している。

岡山市環境白書 (令和7年版)

令和8年2月発刊

編集・発行 岡山市環境局環境部環境保全課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
TEL(086) 803-1284
FAX(086) 803-1887

桃吉郎 のまち岡山



このパンフレットは、植物油由来のインキを使用しています。植物油インキは、石油系の溶剤に比べて生分解性があり、VOCの排出もほとんどなく環境負荷低減に寄与しています。



このパンフレットは、有害な廃液やVOCを抑えた環境にやさしい「水なし印刷」で印刷されています。